

令和5年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和5(2023)年6月
八洲学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	24
基準 4. 教員・職員	36
基準 5. 経営・管理と財務	45
基準 6. 内部質保証	51
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	56
基準 A. 「人間性豊かな e ラーニング」による生涯学習社会の実現	56
V. 特記事項	67
VI. 法令等の遵守状況一覧	68
VII. エビデンス集一覧	79
エビデンス集（データ編）一覧	79
エビデンス集（資料編）一覧	79

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

本学では、「建学の精神」に基づき、以下に挙げるような教育の理念、目的、ミッションを掲げて教育を行うとともに、一層の発展をはかるべく努力を重ねている。

1) 建学の精神

「教育の原点は家庭である」ことに基づいた、家庭教育、学校教育、社会教育の融合を図り、もって生涯学習社会を実現すると同時に、すべての人が高等教育の機会を得られることに貢献する。

2) 教育の理念

人間性豊かな e ラーニングを推進することにより、個人や社会の学習の課題を発見・解決し、新たな道を拓くことのできる資質・能力を養い、高める。

3) 使命・目的

学則第 1 条（本学の目的）

教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。

4) 生涯学習学部の目標

学則第 3 条 2 項

本学部では、生涯学習とその支援についての研究を行い、その成果を生かした教育を通して、生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を培い、その基盤となる豊かな人間性の育成を目的とする。

5) 生涯学習学科の目標

学則 3 条 4 項

本学科は、生涯学習とその支援についての研究・教育を行い、企業・行政・施設・各種ネットワークなどで人々の学習を支援する専門的能力、それを支える人間力を培い、広く生涯学習支援を行う人材の育成を目的とする。

6) 本学の特色

本学は、日本で初めて e ラーニングによる学位取得や国家資格取得を実現した大学である。「学びたい」という人間の本来的な欲求を満たすことに注力し、日本国内外から年齢や職業に関係なく多くの学生を受け入れ、生涯どこでも学習できるという生涯学習の理念を実現してきた。本学の卒業生は生涯学習関係施設、公共図書館、博物館等を中心に日本全国で活躍している。特に、教育の理念に「人間性豊かな e ラーニングを推進すること」と掲げているが、学生と教職員が双方向にやりとりできる独自の e ラーニング・システム、「SOBA マナベル（ソーバマナベル）」を活用した教育により、その理念を実現している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の設置者は学校法人八洲学園である。本学園は昭和 23（1948）年に創立（昭和 26（1951）年に設立）した。現在、八洲学園大学、八洲学園高等学校、八洲学園大学国際高等学校、八洲学園高等専修学校、福岡女子商業高等学校、ESA 音楽学院専門学校の 6 校を有している。本学は、平成 16（2004）年 4 月 1 日に神奈川県横浜市に開学した。

【表 II-1】 八洲学園大学及び学校法人八洲学園の沿革

	八洲学園大学	学校法人八洲学園
昭和 23 (1948) 年		ヤシマ裁縫学院創立。
昭和 26 (1951) 年		学校法人八洲学園設立。ヤシマ文化学園、天理経理学校併設。
昭和 27 (1952) 年		大阪経理専修学校設立。
昭和 29 (1954) 年		大阪経理専修学校を玉造経理専門学校と改称。
昭和 41 (1966) 年		鳳経理専門学校設立。
昭和 43 (1968) 年		玉造タイピスト専門学校設立。 玉造経理専門学校鳳校を鳳経理専門学校と改称。
昭和 51 (1976) 年		玉造経理専門学校、鳳経理専門学校、天理経理専門学校、ヤシマ文化学園4校が専修学校の認可。玉造タイピスト専門学校を玉造タイピスト学校と改称。
昭和 53 (1978) 年		ヤシマ文化学園をヤシマ女子専門学校と改称。
昭和 54 (1979) 年		鳳経理専門学校高等課程を分離し鳳経理高等専修学校の認可。
昭和 58 (1983) 年		玉造タイピスト学校を大阪玉造ビジネス専門学校と改称。
昭和 61 (1986) 年		玉造経理専門学校、鳳経理専門学校をヤシマ情報経理専門学校と改称。 大阪玉造ビジネス専門学校をヤシマ総合ビジネス専門学校と改称。鳳経理高等専修学校を鳳商業高等専修学校と改称。
平成 4 (1992) 年		ヤシマ情報経理専門学校鳳校を廃校。八洲学園高等学校の認可。
平成 7 (1995) 年		ヤシマ総合ビジネス専門学校をパソコンワープロカレッジ専門学校と改

八洲学園大学

		称。
平成 10 (1998) 年		鳳商業高等専修学校を八洲学園高等専修学校と改称。
平成 12 (2000) 年		八洲学園国際高等学校（沖縄）を設置。
平成 14 (2002) 年		パソコンワープロカレッジ専門学校とヤシマ情報経理専門学校を統合し西日本柔道整復専門学校を設置。
平成 16 (2004) 年	八洲学園大学開学。生涯学習学部家庭教育課程、人間開発教育課程開設。	
平成 17 (2005) 年		天理経理専門学校、八洲女子専門学校、西日本柔道整復学校商業実務課程を廃止。
平成 18 (2006) 年		八洲学園国際高等学校を八洲学園大学国際高等学校と改称。
平成 20 (2008) 年	生涯学習学部家庭教育課程、人間開発教育課程入学定員削減。	
平成 21 (2009) 年	生涯学習学部生涯学習学科家庭教育専攻、人間開発教育専攻開設。家庭教育課程、人間開発教育課程募集停止。	
平成 22 (2010) 年	家庭教育専攻、人間開発教育専攻を廃止。生涯学習学部生涯学習学科に改組。	
平成 28 (2016) 年		西日本柔道整復専門学校を廃校。
平成 29 (2017) 年		福岡女子商業高等学校を福岡県那珂川町より移管。ESA 音楽学院専門学校を設置。

2. 本学の現況

・ 大学名

八洲学園大学

・ 所在地

神奈川県横浜市西区桜木町 7-42

・ 学部構成

生涯学習学部 生涯学習学科

・ 学生数、教員数、職員数

【表Ⅱ-2】 学生数（人）

学部名学科名	定員			在籍者			
	入学定員	編入学定員	収容定員	正科生	科目等履修生	特修生	合計
生涯学習学部 生涯学習学科	800	400	4,000	2,423	746	22	3,191

【表Ⅱ-3】 教員数（人）

	教授	准教授	講師	特任教授	合計
生涯学習学部 生涯学習学科	7	7	1	2	17

【表Ⅱ-4】 職員数（人）

所属	専任（常勤）	兼任（非常勤）	合計
八洲学園大学	5	6	11

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

平成 12（2000）年 12 月 22 日、内閣総理大臣の諮問機関である教育改革国民会議の報告「教育を変える 17 の提案」の最初に「教育の原点は家庭であることを自覚する」と謳われた。本学はそれを受け、平成 16（2004）年、家庭で行われる教育の在り方を研究する教育機関として、建学の精神を次のように定め、開学した。

「教育の原点は家庭である」ことに基づいた、家庭教育、学校教育、社会教育の融合を図り、もって生涯学習社会を実現すると同時に、すべての人が高等教育の機会を得られることに貢献する。」

本学はこの建学の精神に基づき、家庭で、家庭教育・学校教育・社会教育、そして生涯学習社会を生き、支援するための知見を、生涯を通じて学習できるようにしている。

そのため、学則第 1 条で、「教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。」と定めている。

また、学則第 3 条 2 項で学部の目的を「本学部は、生涯学習とその支援についての研究を行い、その成果を生かした教育を通して、生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を培い、その基盤となる豊かな人間性の育成を目的とする。」と定めている。【資料 1-1-1】

1-1-② 簡潔な文章化

大学ホームページに本学の使命・目的及び教育目的を簡潔に示している。【資料 1-1-2】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「主として通信の方法により有能な人材の開発を企図し、もって社会に貢献する」こと、また「生涯学習の要望に積極的に応える」ことであるが、それらは本学の目的について定めた学則第 1 条に明示している。

また、教育の理念に「人間性豊かな e ラーニングを推進することにより、個人や社会の学習の課題を発見・解決し、新たな道を拓くことのできる資質・能力を養い、高める。」と明示している。

そして個性・特色はディプロマ・ポリシーにも反映されている。表 1-1-1 にその全文を

記載する。

【表 1-1-1】 ディプロマ・ポリシー

生涯学習学部生涯学習学科では、次のような素養を身につけ、かつ正科生として所定の期間在学し、卒業に必要な単位を修得した者に、学士（学術）の学位を授与します。

- ・生涯学習についての幅広い識見
- ・生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力
- ・これらの基盤となる豊かな人間性

1-1-④ 変化への対応

平成 16（2004）年の開学当初は生涯学習学部を「家庭教育課程」と「人間開発教育課程」の 2 課程で編制していたが、入学者の減少及び財務状況を踏まえ、平成 21（2009）年 4 月に「生涯学習学科家庭教育専攻」と「生涯学習学科人間開発専攻」とし、さらに平成 22（2010）年 4 月に専攻を廃止し「生涯学習学科」へ、段階的に改組した。

生涯学習には、自身が生涯にわたり必要な学習に関わるという側面と、その支援者を養成するという側面がある。平成 22（2010）年度の改組により、前者を「生涯マネジメント系」と「人間力創造系」、後者を「生涯学習支援系」として、統合したカリキュラムを編成し、より多様な社会の要請に対応できるようにしている。また、「生涯学習支援系」においては、国家資格（司書・学芸員・社会教育主事（任用）・社会福祉主事（任用）・司書教諭）の取得を目指す学生の要望に応え、正科生（資格・リカレント編入学）や科目等履修生の受入れにも力を入れ、地域文化の発展に尽くせる人材育成に力を入れている。

【資料 1-1-3】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、使命・目的及び教育目的について具体的かつ明確に定め社会に公表している。また、使命・目的及び教育目的を個性・特色を反映させ明示し、学校教育法の趣旨に沿って、適切な目的を掲げている。社会情勢の変化と要請に応じていくために、教育理念や目的が適切かどうか、今後も自己点検・評価を行っていく。

< 基準 1-1 のエビデンス集（資料編） >

【資料 1-1-1】 八洲学園大学学則

【資料 1-1-2】 建学の精神、教育の理念（大学ホームページより）

【資料 1-1-3】 2023 年度八洲学園大学 生涯学習学部生涯学習学科 募集要項・資格案内

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は学則第 1 条に定められている。学則は教授会での審議を経て学長が決定し、理事会の承認を得て規定される。役員からは理事会を通して、教職員からは教授会等を通して、本学の使命・目的及び教育目的について理解と支持を得ている。【資料 1-2-1】

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的を明示した学則は、教職員用の「八洲学園ポータル」規則集ページ、及び本学独自の e ラーニング・システム「SOBA マナベル」の「学生支援センターページ」に掲載し、全ての教職員・学生が閲覧できるようにしている。【資料 1-2-2】

また、大学ホームページに建学の精神、教育の理念、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを掲載し、学内外への周知を行なっている。

1-2-③ 長期的な計画への反映

本学では、平成 25（2013）年より、本学の使命・目的を遂行するために、10 年後の八洲学園大学の未来像を中長期計画として次のように策定し、それに向けた教育改革を進めてきた。【資料 1-2-3】

- (1) 生涯を通して主体的に学び発信し続ける意欲をもった人材を育成している。
- (2) 学生が意欲をもつ学びの場を構築している。
- (3) 時代の要請に応えた特色ある e ラーニングスタイルを提供している。
- (4) 生涯学習社会の実現に向けての研究開発を推進している。
- (5) グローバル化に対応した学習を提供している。
- (6) キャリア形成や就職・転職支援をしている。
- (7) 広く社会や地域に貢献している。

(1) ～ (3) は本学の使命・目的を遂行するための根幹となる目標であり、(4) ～ (7) は、カリキュラムの確認と再構築、公開講座の開設、キャリアコーディネーター室での就職・転職支援の充実、施設・設備を開放し、社会貢献を行うことを目標としている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つの方針は、本学の使命・目的及び教育目的に基づいて策定されている。ディプロマ・ポリシーは 1-1-③で示した個性・特色及び教育目的等に基づいて策定されており、ディプロマ・ポリシーを達成するための基本的な方針として、カリキュラム・ポリシーを定めている。また、アドミッション・ポリシーでは、生涯学習学部生涯学習学科の目指す人材育成について掲げ、求める学生像について明確に示している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の建学の精神は、「教育の原点は家庭である」ことに基づいた、家庭教育、学校教育、社会教育の融合を図り、もって生涯学習社会を実現する」であり、教育研究組織として生涯学習学部生涯学習学科を設置し、生涯学習の実践の場でもある附属図書館を設けている。

生涯学習学部は、「生涯学習とその支援についての研究を行い、その成果を生かした教育を通して、生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を培い、その基盤となる豊かな人間性の育成を目的とする」(学則第3条2項)。また、生涯学習学科は、「企業・行政・施設・各種ネットワークなどで人材の学習を支援する専門的能力、それを支える人間力を培い、広く生涯学習支援を行う人材の育成を目的とする」(学則第3条4項)。

附属図書館の使命については、「八洲学園大学附属図書館規程」第1条にて、「八洲学園大学附属図書館は、八洲学園大学の教育・研究に資するため、図書、学術雑誌及びその他の資料の収集、管理及び運用を行うとともに本学が行う教育・研究活動に係わる情報提供をその使命とする」と定めている。【資料1-2-4】

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

使命・目的及び教育目的の理解と共有に向けた取り組みをさらに深めるとともに、自己点検・評価を行い、令和4(2022)年度で完了した第二期中長期計画に続き、第三期中長期計画の実施を進めていく。

< 基準1-2のエビデンス集(資料編) >

【資料1-2-1】令和4年度第3回理事会報告(学園ホームページより)

【資料1-2-2】「SOBA マナベル」学生支援センター「各種規程」ページ

【資料1-2-3】八洲学園大学第二期中長期計画(大学ホームページより)

【資料1-2-4】八洲学園大学附属図書館規程

【基準1の自己評価】

基準1は、いずれの項目も基準を満たしている。

「1-1 使命・目的等」については、「すべての人が高等教育の機会を得られることに貢献する」という建学の精神のもと、使命・目的及び教育目的を学則に明確に定め大学ホームページに公開している。また、学則、教育の理念、ディプロマ・ポリシーに個性・特色を明示・反映し、かつ教育基本法、学校教育法、大学設置基準等の法令に則っている。

「1-2 使命・目的及び教育目的の反映」については、使命・目的及び教育目的が中長期計画や3つの方針に反映され、生涯学習学部生涯学習学科、附属図書館といった教育研究組織が構成されている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、平成 29（2017）年度に使命・目的及び教育目的や 3 つのポリシーとの整合性を踏まえてアドミッション・ポリシーを改定し、募集要項や大学ホームページにて公開している。アドミッション・ポリシーの全文は、表 2-1-1 に記載する。【資料 2-1-1】

平成 22（2010）年度受審の大学機関別認証評価における「科目等履修生の比率が高く正科生の比率が低い」との指摘を踏まえ、平成 23（2011）年度に正科生（資格・リカレント編入学）という学生区分を新設する入試制度の改革を行った。また、同年 11 月に、出願検討者の問い合わせ先を明確にするために入学支援相談センターを新設した。

入学支援相談センターでは、授業と同じ e ラーニング・システム「SOBA マナベル」を使った入学説明会オンデマンドを公開している。また、令和 3（2021）年度から、Google Meet によるオンライン個別入学説明会も開催している。【資料 2-1-2】

さらに、出願検討者が本学の e ラーニングを具体的にイメージできるよう、大学ホームページに「ミニ授業」（担当教員による科目紹介動画）や「在学生・卒業生の声」（在学生や卒業生のインタビュー記事）を掲載し、学生の視点からみた情報も提供している。【資料 2-1-3、2-1-4】

また、令和元（2019）年 12 月 1 日付で事務局に広報室を置き、入試広報の体制をより明確にした。【資料 2-1-5】

【表 2-1-1】 アドミッション・ポリシー

生涯学習学部生涯学習学科では、本学の建学の精神、教育の理念、使命・目的に共感し、生涯学習社会の実現に貢献しようとする様々な経歴を持つ学生を国内外から幅広く受け入れます。

- ・豊かな人間性と生涯学習についての幅広い識見を基礎学力の上に養い、専門的な知識・技術を習得して、生涯学習社会の実現のために貢献しようとする意欲のある方。
- ・生涯学習関係の国家資格（社会教育主事、司書、学芸員、司書教諭等）を取得し、生涯学習センター、公民館、図書館、博物館、学校等で専門性を生かして働こうとする方、学校支援等に関わって地域の教育に寄与しようとする意欲のある方。
- ・マネジメント力（創造力、問題解決力、コミュニケーション力等）を培い、企業等において、新たな道を切り拓こうとする意欲のある方。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、「生涯学習社会の実現に貢献しうる様々な経歴を持つ学生を国内外から幅広く受け入れます」とアドミッション・ポリシーに掲げているとおり、いわゆる科目教科による入学試験は実施せず、入学志願書と作文、自己活動歴の提出をもって入学試験の可否判定を行う。

作文は、入学後について問うことでこれからの学習への意欲についてたずね、自己活動歴は、入学前について問うことでこれまでの学習、すなわち生涯学習への意欲についてたずねるものである。具体的には、作文ではテーマとして「八洲学園大学で何を学び、それをどう生かしたいか」について 400 字～800 字程度で記入してもらい、目標の設定によって学習意欲を問う。自己活動歴では、学歴や職歴に限定せずスポーツや文芸、ボランティア、活動などについて 2 件以上で記入してもらい、これまで意欲をもって取り組まれた活動について問う。上記の入試問題の作成は、本学で作成したものである。可否判定は、主に教務委員会と総務委員会のメンバーからなる可否審査会が書類選考によって協議し、教授会の承認によって決定を行う。可否審査会では、作文と自己活動歴によって本学のアドミッション・ポリシーを理解しているかどうかについて選考を行う。

これらの提出書類と選考過程によって、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施と検証が実施されているといえる。

また、様々な経歴を持つ学生を受け入れるためには、学習意欲を持った機会に入学してもらう必要がある。そのため、ほぼ通年で入学検討者からの願書受付を実施しており、4 学期制により入学の機会を増やしている。入学者の受け入れを年間 4 回にしたことで、表 2-1-2 のように入学者が増加した。また、生涯学習社会の実現を目指すためリカレント教育に着目し、シニア割引を実施している。シニア割引は、50 歳以上～60 歳未満の「シニアコース」と 60 歳以上の「プラチナコース」を設けている。本学では 1 科目ごとに授業料のかかる単位従量制であるが、シニア割引では科目数によらず授業料は定額である。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、平成 21 (2009) 年度～平成 22 (2010) 年度に段階的に生涯学習学科に改組した。その後も入学定員比率は依然厳しい状況にあるが、表 2-1-2 の通り、編入学も含めた入学定員比率は平成 22 (2010) 年度から 44.7%上昇し、改善傾向にある。

なお、大学ホームページの「在学生数・出願状況」は常に最新年度の人数を掲載している。【資料 2-1-6】

【表 2-1-2】入学定員比率及び在籍者定員比率の推移

年度	入学定員 (人)	入学者数 (人)	入学定員比率 (%)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)	収容定員比率 (%)
平成 22	1,200	93 (599)	7.8 (49.9)	4,000	943 (1,714)	23.6 (42.9)
平成 23	1,200	142 (563)	11.8 (46.9)	4,000	895 (1,826)	22.3 (45.7)
平成 24	1,200	221 (489)	18.4 (40.7)	4,000	967 (1,824)	24.2 (45.6)
平成 25	1,200	177 (378)	14.8 (31.5)	4,000	984 (1,782)	24.6 (44.6)
平成 26	1,200	201 (436)	16.8 (36.3)	4,000	996 (1,767)	24.9 (44.2)

平成 27	1,200	269 (537)	22.4 (44.8)	4,000	1,104 (1,951)	27.6 (48.8)
平成 28	1,200	360 (597)	30.0 (49.8)	4,000	1,252 (2,191)	31.3 (54.8)
平成 29	1,200	389 (653)	32.4 (54.4)	4,000	1,418 (2,395)	35.4 (59.8)
平成 30	1,200	430 (631)	35.8 (52.5)	4,000	1,573 (2,583)	39.3 (64.5)
平成 31 (令和元)	1,200	442 (655)	36.8 (54.5)	4,000	1,790 (2,758)	44.7 (68.9)
令和 2	1,200	624 (856)	52.0 (71.3)	4,000	1,890 (2,885)	47.2 (72.1)
令和 3	1,200	773 (1,135)	64.4 (94.6)	4,000	2,224 (3,185)	55.6 (79.6)
令和 4	1,200	631 (977)	52.5 (81.4)	4,000	2,282 (3,159)	57.1 (79.0)

※編入学生も含む。また、() 内は科目等履修生も含む。

こうした状況を踏まえ、中長期計画に基づき以下のような方策を実施している。

まず、他の大学や企業との連携を推進している。これまでに、教職課程を置く大学との司書教諭資格科目の履修に関する協定（2大学）、司書の嘱託事業を行う企業との司書資格科目の履修に関する協定（3社）、及び司書・学芸員・社会教育主事（任用）の嘱託事業を行う企業との各資格科目の履修に関する協定（1社）を締結した。【資料 2-1-7、2-1-8】

次に、高大連携として、八洲学園グループ校の八洲学園高等学校及び八洲学園大学国際高等学校の進路指導担当教員の協力を得て広報に努め、入学金を返納する「グループ校割引制度」を設けて入学しやすい環境を整えている。さらに、本学教員が八洲学園大学国際高等学校の教員を兼務する人事交流も行っている。また、実際の授業を体験できる機会を設けるため、平成 25（2013）年度秋学期から、学生以外の者が正規科目の一部を公開講座として受講できる「開放授業」を開設している。加えて、平成 21（2009）年度から令和 3（2021）年度まで開講した教員免許状更新講習は、全国の高等学校をはじめとする学校の教員の本学認知度を向上させる役割を果たした。受講者は累計 4,214 人であった。

【資料 2-1-9～2-1-12】

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の課題は、入学定員と収容定員に対する入学者と在籍者の割合が低いことである。2-1-③で述べたように、複数の方策を講じ、令和 3（2021）年度に収容定員比率が 50%を超えた。今後もこれらの方策の継続、拡大をしていきたい。

その他、本学では通信制大学という特色を生かし、視覚障害や身体障害を持つ学生の受け入れ体制の整備を検討している。平成 29（2017）年度 SD 研修会では、学外の専門家を招き、視覚障害者への支援についてと合理的配慮のためのガイドライン策定について講演をいただいた。平成 30（2018）年度 SD 研修会では、精神障害・発達障害のある学生への対応について理解を深めた。このようにして今後は受け入れ体制の具体的な検討を進めていく。

また、国の政策でも推進されているリカレント教育に着目し、司書資格取得者への発展的な内容を含む科目として、平成 30（2018）年度春期より「学校図書館専門職基礎プロ

グラム」と、秋期より「学校図書館専門職応用プログラム」を開講した。「学校図書館専門職基礎プログラム」は、文部科学省「学校司書のモデルカリキュラム」対応プログラムで、これまで明確な資格制度が設けられていなかった学校司書のための科目である。「学校図書館専門職応用プログラム」は本学独自の科目で、基礎プログラムを履修後であれば受講可能とした。

<基準 2-1 のエビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-1-1】 入学説明会オンデマンド案内（大学ホームページより）
- 【資料 2-1-2】 個別入学相談会参加者数
- 【資料 2-1-3】 ミニ授業（大学ホームページより）
- 【資料 2-1-4】 在学生・卒業生の声（大学ホームページより）
- 【資料 2-1-5】 八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程
- 【資料 2-1-6】 在学生数・出願状況（大学ホームページより）
- 【資料 2-1-7】 提携校及び提携企業協定書
- 【資料 2-1-8】 協定校及び提携企業からの入学者数
- 【資料 2-1-9】 八洲学園グループ校からの入学者数（過去 5 年間）
- 【資料 2-1-10】 八洲学園大学学費減免制度に関する規程
- 【資料 2-1-11】 開放授業のご紹介（大学公開講座ホームページより）
- 【資料 2-1-12】 開放授業受講者数

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制は、図 2-2-1 のようになっている。教務委員会を中心に方針・計画が審議され、教授会の承認を得て、学長により決定される。教務委員の構成員は教員だが、委員会には職員も参加している。決定された方針・計画は、教務課から全教職員に周知され、実施される。内容により総務委員会及び総務課も協働している。

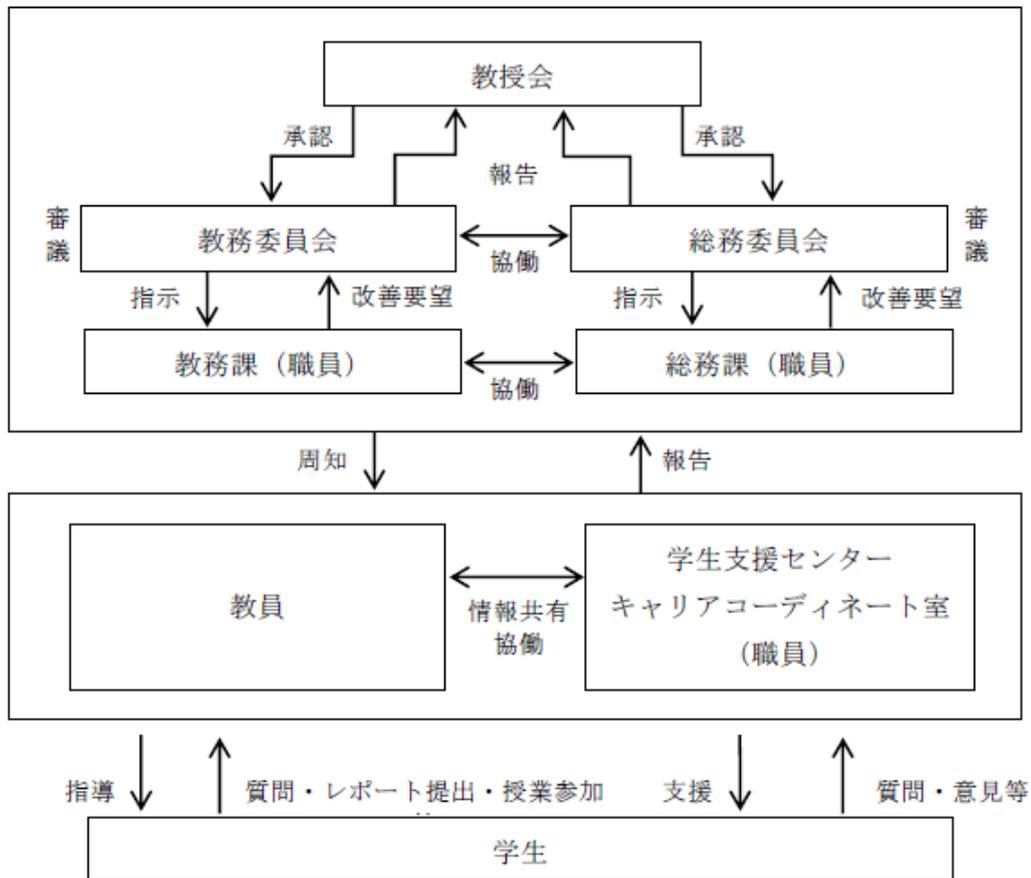
また、図 2-2-1 の下部は教職員による学修及び授業等の支援体制を示している。通信制の本学では、教員が学生と直接会う機会は少ない。しかし、「SOBA マナベル」では、受講学生から科目担当の教員へ質問ができる機能があり、質問が投稿された場合には科目担当の教員のメールアドレスにその旨が通知される。学生から科目担当教員へ質問されたことは職員も確認できるため、返信の有無や内容について共有することができる体制が整えられている。教員は担当する学生について確認したいことがあれば随時メールや電話で職員に問い合わせる。職員からも、学生からの意見・要望等は速やかに担当教員に伝えられ、

「八洲学園大学教員情報ページ」(図 2-2-2) による案内等も行われている。また、レポートの課題登録期日や返却期日等について職員から教員へ個別にリマインドメールを配信し、メールマガジンによって学事日程や支援センターへ届いた学生の声、広報や教務について配信している。このように教員と職員の間では定期的に情報が共有されている。

障害のある学生への配慮に関しては、通信制の大学である特色に鑑みて、募集要項に表 2-2-3 のとおりの対応となることを示し、障害のある学生からの申し出によって配慮すべき事項がある場合には個別対応してきたが、令和 3 (2021) 年 1 月に「八洲学園大学 障害学生支援に関するガイドライン」を公表し、令和 6 (2024) 年 6 月の改正障害者差別解消法の施行に向けた対策を進めている。令和 5 (2023) 年 1 月には「八洲学園大学 障害学生支援規程」を策定し、入学検討段階から支援内容の相談を受付する体制を整えた。

【資料 2-2-1、2-2-2】

【図 2-2-1】学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制



【図 2-2-2】 八洲学園大学教員情報ページ例

【表 2-2-3】 募集要項「出願にあたっての確認・了承事項/本学での学習に関して」(抜粋)

(12) 本学での受講には文字・映像・音声による情報をご自身で理解いただく必要があります。点字・点訳、手話・ノートテイク、その他の介助等が必要は、各自でご用意ください。
 病気や障害等があり修学上の配慮を希望する方へ
https://www.yashima.ac.jp/univ/entrance/ra_support.php

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

2-2-①でも述べた通り、学生は「SOBA マナベル」で教員や職員に 24 時間いつでも質問ができる。回答期間は、教員・学生支援センターともに 1 週間以内を原則としている。職員は学生・教員間の質問及び回答内容も確認でき、必要に応じ教員に連絡を取っている。通信制の本学ではいわゆるオフィスアワー制度は実施していないが「SOBA マナベル」を活用し、時間や場所の制約を受けない学修支援を行っている。

さらに、本学の特色である「SOBA マナベル」を活用したスクーリング授業に関しても、教員が授業をスムーズに進行し、かつ学生が不安なく受講できるよう、表 2-2-4 のような体制をとっている。TA は置いていないが、職員が学修支援を行っている。

【表 2-2-4】 スクーリング授業に関する教員と職員の協働

授業前	教員	事前に授業配信用資料を作成し授業配信に備える。
授業中	教員	配信教室に備えられた内線電話を使い随時事務局（職員）に連絡を取ることができる（職員からの連絡も可能）。

	職員	事務局内に備えられた教室ごとに表示されたモニタリング用パソコンにて各授業の進行を確認し、何かあればすぐに教室に駆けつける。職員による「授業見学」として職員の視点からのカリキュラム把握にもつながっている。
授業後	職員	収録した授業を録画に変換し、「再配信授業」や「オンデマンド」を配信する。

授業外の学修支援・教育相談については、図 2-2-1 で示した通り学生支援センターが担当しており、学生が安心して相談できるようワンストップサービスを行っている。学生支援センターでは、通信制であるために陥りがちな情報不足やコミュニケーション不足を回避し、学生が孤立し学習意欲を失うことが無いよう、主に「SOBA マナベル」を活用した支援を行っている。

図 2-2-5 は、「SOBA マナベル」の「学生支援センターページ」の TOP 画面（例）である。

時間割等の基本情報から、履修登録方法や教科書購入方法、スクーリング授業の受講方法、教員への質問方法、レポート提出方法、附属図書館の利用方法、証明書の申請方法、休学や復学の方法等、学生生活に関わる情報を分かりやすく提供している。

そして、「SOBA マナベル」の「質問」から学生はいつでも問い合わせができる。学期末等多いときは 1 日 50 件以上の質問が届く。【資料 2-2-3】

なお、学生から学生支援センターへの問い合わせ手段は、「SOBA マナベル」の質問機能には限らない。メール、電話、来校での相談も受付しており、受付時間は平日 9:00～18:00、土日祝日 9:00～17:00 である（授業実施時期等により変更する場合がある）。特にスクーリング授業の受講方法に関しては、電話やメール等でのサポートも行い、パソコン操作を苦手とする学生も「SOBA マナベル」を使いこなせるよう支援している。

【図 2-2-5】「学生支援センターページ」の TOP 画面（例）



また、平成 25（2013）年度以降、課題レポート対策等をテーマとしたオンラインの「学生支援センター説明・交流会」を毎月開催している。ディスカッション機能を使った交流タイムは、他の学生と交流する貴重な機会として非常に好評である。このような日々の支援によって得た情報は、「学生支援センターページ」の内容更新やメール等での案内

に活かし、質問・相談を行わない学生へのフォローにつなげ、中途退学等の防止に努めている。【資料 2-2-4】

中途退学については、「学生支援センターページ」に案内を掲載しているが、まず学生支援センターに相談するよう促している。相談の中で学生が抱える問題が解消され学習継続や休学に変わることも多い。社会人学生の実態に合わせて休学を柔軟に認めていることも、中途退学防止につながっている。それでも中途退学を希望する者は、退学理由を明記した退学申請を「SOBA マナベル」上で提出する。退学申請は教務委員会の審議を経て教授会で受理される。退学理由は本人の事情によるものがほとんどである。【資料 2-2-5、2-2-6】

なお、停学についてはこれまで事案が起きていない。また留年についても、本学は学年制ではないため留年という概念がなく、在学年限内で卒業できない場合は除籍となる。

以上のように、本学では中途退学、停学、留年に関する課題は少ないが、学修が停滞してしまう学生はいる。そこで、入学後早い段階よりフォローするため、平成 24 (2012) 年度から入学支援相談センターによる新入生説明会を開催している。また、平成 27 (2015) 年度から基礎科目「初年次セミナー」を開設し、大学での学び方を身につけられるようにしている。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教職員の協働を強化するため、情報共有の体制をさらに整備していく。また、交流会の開催は職員が主として毎月開催しており、教員の参加や自主開催は裁量に任されている。そのため、教員ごとに交流会を実施する回数に差があるのが現状であるため、実施回数を底上げする。

< 基準 2-2 のエビデンス集 (資料編) >

【資料 2-2-1】 八洲学園大学障害学生支援に関するガイドライン

【資料 2-2-2】 八洲学園大学障害学生支援規程

【資料 2-2-3】 支援センター質問対応件数 (過去 5 年間)

【資料 2-2-4】 学生支援センター説明・交流会資料例

【資料 2-2-5】 「SOBA マナベル」異動申請画面例

【資料 2-2-6】 学生異動理由統計 (過去 5 年間)

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学の学生はほとんどが既に就職しており、社会的・職業的に自立している学生が多い。そのため、様々なニーズを想定し、以下のようにキャリア教育のための支援を実施してい

る。

教育課程内では、平成 29 (2017) 年度にキャリア教育担当の専任教員を 1 名新たに採用し、計 2 名の専任教員を中心に、「ビジネス・スキル「状況判断と決定力」」「キャリアデザイン1」等の計 10 科目のキャリア教育科目を開設している。【資料 2-3-1】

教育課程外でも、平成 24 (2012) 年度にキャリアコーディネーター室を設置し、キャリア教育科目の担当教員と協力して支援を行っている。また、「大学職業紹介業務運営規程」を改定し、「就業体験に関する規程」を定め、学生への就業支援につながるよう内容の充実に努めた。なお、資格取得を主な目的とする学生が多い本学の特色に応じ、卒業生や退学者、科目等履修生も支援の対象としている。また、表 2-3-1 の通り、就活セミナーや会社説明会を開催し、今後のキャリアプラン検討の情報提供を行っている。【資料 2-3-2、2-3-3】

平成 24 (2012) ～令和 4 (2022) 年度のキャリアコーディネーター室に届いた就職・転職の報告は計 225 件であった (科目等履修生を含む)。【資料 2-3-4】

進学支援も、キャリアコーディネーター室が相談窓口となり、内容に応じて教員が個別に対応している。【資料 2-3-5】

【表 2-3-1】 キャリアコーディネーター室による就転職支援

転職セミナー	自己分析や面接対策等をテーマにて開催。平成 26 (2014) ～令和 4 (2022) 年度に計 88 回開催し累計 1,958 名が参加。
会社説明会	本学で取得した国家資格を活かした就転職ができるように、提携企業の会社説明会を「SOBA マナベル」で開催。平成 24 (2012) ～令和 4 (2022) 年度に計 30 回開催し累計 767 名が参加。
求人情報、インターンシップ情報等の提供	企業等の求人票、インターンシップ情報、説明会情報等を本学ウェブサイトの専用ページに公開。
履歴書・職務経歴書・エントリーシートの添削	履歴書は本学独自の様式を「SOBA マナベル」上で提供。メールによる添削指導も実施。
模擬面接	教職員が面接官となり実施。終了後に総評をメールで提供。
司書及び学芸員希望者向けメールマガジンの配信	司書及び学芸員の求人情報をメールマガジンで都道府県ごとに配信。令和 4 (2022) 年度末時点の配信希望者は司書 699 名、学芸員 199 名。
就職相談・キャリア・カウンセリング	正科生に限り、来校や「Google meet」などのオンライン会議システムを活用し実施。
ブログ	キャリアコーディネーター室のブログを更新。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

通信制の大学という特色によって、様々なニーズに応えるよう、就職支援を実施している。今後は、現在実施している、キャリアコーディネーター室を中心とした就職支援のより一層の充実を図るとともに、学生からのニーズに十分に対応できているかを評価し、提供情報や体制の充実、見直しを図っていきたい。

< 基準 2-3 のエビデンス集 (資料編) >

- 【資料 2-3-1】 八洲学園大学履修規程 別表第 1
- 【資料 2-3-2】 八洲学園大学職業紹介業務運営規程
- 【資料 2-3-3】 八洲学園大学就業体験に関する規程
- 【資料 2-3-4】 卒業生の進路（大学ホームページより）
- 【資料 2-3-5】 「SOBA マナベル」 キャリアコーディネーター室ページ

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援センターが設置され、適切に機能している。

まず、経済的な支援については、本学では自身で学費を捻出している学生や経済的に厳しい状況にある学生が多いことから、履修する科目に応じて学費が決まる単位従量制授業料を採用している。そのため、履修する科目数によって支払う学費が異なることもあり、学費納入期日の延長にも柔軟に対応している。また、退学後も再入学できる制度があり、学修を諦めて退学した学生がもう一度入学する機会を与えている。さらに、表 2-4-1 のような支援制度を整備している。

【表 2-4-1】 経済的な支援に関する制度

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金	通信課程第一種及び第二種奨学金。
株式会社オリエントコーポレーションの学費提携教育ローン	授業料等の分割払いサービス（平成 24（2012）年 11 月導入）。
シニア割引制度	50 代以上の学生に対する本学独自の学費定額サービス（平成 25（2013）年度導入）。
厚生労働省教育訓練給付金	司書、学芸員、司書教諭の資格取得者（科目等履修生）が対象。

次に、学生の課外活動への支援については、学生支援センターによる支援の他、教員の主導による交流会等も行われている。例えば令和 4（2022）年度には、司書科目の担当教員や法学系科目の担当教員によるオンライン交流会が行われた。

また、学生に対する健康相談、生活相談等については、学生支援センターが相談窓口となり、本人の意向を尊重しながらアドバイスしている。在宅によってスクーリングが受講できる本学では、体力面や精神面で通学が困難な学生、介護などで通学が困難な学生であっても学習しやすい環境である。また、来校者の体調不良に備え、横浜キャンパス 6 階に簡易ベッドを備えた保健室を設置し、事務局には学生用の配置薬も置いている。

以上のように、通信制の本学に合った学生サービスを行っているが、学生が全国各地に点在している本学では、ともすれば学生が孤立し学修意欲を失う恐れがある。そこで、学生支援センターでは、できるだけ親しみやすさを感じてもらえるよう、「学生支援センター説明・交流会」の他、Facebook や Twitter 等の SNS を活用し、「顔の見える」学生支援センターを目指して支援を行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の安定のための支援として、経済的に困難を抱えた学生であっても学費の支払いを分割して行える制度等を整えている。学生の課外活動への支援としては、学生支援センター説明・交流会（毎月開催）や一部の教員主導による交流会が実施されており、それが学生同士の交流の場になっている。現在の体制を維持するとともに、学生の課外活動への支援の充実を図っていきたい。

< 基準 2-4 のエビデンス集（資料編） >

【資料 2-4-1】学費（大学ホームページより）

【資料 2-4-2】「SOBA マナベル」学生支援センター「学費関連」ページ

【資料 2-4-3】株式会社オリエントコーポレーションの学費提携教育ローン利用者数（過去 5 年間）

【資料 2-4-4】シニア割引制度利用者数（過去 5 年間）

【資料 2-4-5】Facebook 八洲学園大学公式ページ

【資料 2-4-6】Twitter 八洲学園大学公式アカウント

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の施設設備に関する大学設置基準と令和 5（2023）年 5 月 1 日現在の状況との対比は、表 2-5-1 の通りであり、基準を満たしている。

横浜キャンパスは神奈川県横浜市西区にあり、横浜駅東口から徒歩約 10 分と、通信制大学でありながら非常にアクセスしやすい場所に位置している。9 階建て 1 棟で、通信制大学のため運動場や体育施設等は有していないが、通学する学生が少ない中でも講義室・演習室を 14 室設置している。ここの講義室・演習室には配信用のタブレット型パソコン、マイク、Web カメラ、テレビモニタ等を備え、ライブ授業の教育的効果を高めている（表 2-5-2）。また、平成 28（2016）年度から東京都新宿区に e ラーニングスタジオを整備し

ている（表 2-5-3）。

【表 2-5-1】校地・校舎面積（㎡）

校地面積	1000.2
校舎面積	4,429.8（設置基準上必要な面積 3,440.0）
（内訳）一般校舎	1,824.8
管理関係・その他	2,315.0
附属図書館	290.0

【表 2-5-2】横浜キャンパスの設備

階	設備
9階	講義室（1室）、学長室、研究室
8階	講義室（1室）、理事長室兼八洲学園大学国際高等学校横浜分室、研究室
7階	講義室（1室）、賃貸オフィス（本学園収益事業）
6階	講義室（2室）・演習室（3室）、講師控え室、保健室
5階	講義室（2室）・演習室（4室）、サーバ管理室
4階	八洲学園高等学校横浜分校
3階	八洲学園高等学校横浜分校
2階	八洲学園大学事務局（学生支援センター等）、八洲学園大学附属図書館
1階	グリーンポート桜木町保育園（本学園収益事業）

【表 2-5-3】eラーニングスタジオ（新宿）の設備

階	設備
8階	談話室
7階	講義室（1室）
6階	講義室（1室）
5階	講義室（1室）
4階	講義室（1室）
3階	編集録画スタジオ
2階	配信教室
1階	配信スタジオ
地下1階	倉庫

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

横浜キャンパス 2 階には学生支援センターと並んで附属図書館がある。閲覧室には約 90 席の学習スペースを確保しており無線 LAN も完備することで、ノートパソコンを持参しての学習に適した環境を整えている。開館時間は平日 10:30～18:00、土日・祝日 10:30～17:00 を原則としているが、実際はスクーリング授業の開講に合わせておおよそ平日 9:00～20:30、土日祝日 9:00～17:00 まで開館している。閉館日も、年末年始の他は学内行事による不定期の閉館のみである。令和 4（2022）年度の開館日数は 346 日であった。新型コロナウイルス拡散防止対策のため令和 2（2020）年 4 月中旬より閉館し、郵送での貸出対応のみとしていたが、令和 4（2022）年 5 月中旬から開館している。

令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在附属図書館の蔵書数は、表 2-5-4 の通り約 20,000 冊・点であるが、本学では学生が全国各地に点在しており来館できない学生も多い。そこで、「SOBA マナベル」内に附属図書館ページを設け、蔵書検索や貸出申請ができるようにしている (図 2-5-5)。資料の受取・返却は郵送で行い、貸出期間は 31 日間と長めに設定している。

【表 2-5-4】附属図書館蔵書数 (冊・点)

種類	和書	洋書・中国書	視聴覚資料	合計
蔵書数	19,197	612	186	19,871

【図 2-5-5】「SOBA マナベル」内の附属図書館「本を探す」ページ

来館できない学生が多いことから利用が少ない閲覧室の有効活用のため、平成 24 (2012) 年 8 月から附属図書館の一般開放を開始し、令和元 (2019) 年度は月平均 130 名の一般利用があった。主に近隣の高校生、大学生や社会人が学習スペースとして利用しており、地域貢献の一つとなっている。学生、教職員のみならず一般の利用者も年々増加していた。新型コロナウイルス拡散防止対策のための令和 2 (2020) 年 4 月中旬からの閉館に伴い一般開放も中止したが、令和 5 (2023) 年 5 月中旬から再開した。【資料 2-5-1、資料 2-5-2】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

横浜キャンパスは、昭和 56 (1981) 年建築基準法施行令改正 (新耐震) の条件を満たしており、アスベスト飛散の危険性も無い。【資料 2-5-3】

設備点検は、日常管理及び定期点検を専門の業者に委託し実施している。防火管理は、職員から防火管理者 1 名を選任し、年 2 回の火災報知器や消火器の点検を実施している。

さらに、平成 22 (2010) 年 3 月にセコム株式会社による機械警備を導入し、玄関の開錠・施錠は開館時間に合わせたタイマー式で、開館時間外はセンサーによる侵入管理が行われている。

施設・設備の利便性についても、障害者や高齢者に配慮したバリアフリー整備がされている。具体的には、車椅子による移動を考慮した玄関前スロープの設置、エレベータ 2 基のうち 1 基への鏡の設置、障害者用トイレの設置をしている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられるような人数となっている。

まず、スクーリング履修では、インターネット経由での授業配信の安定性を考慮し 1 科

目最大 50 名程度と人数制限を設けている。【資料 2-5-4】

次に、テキスト履修では、令和 3（2021）年度秋期から 350 名の人数制限を設け、教育の質保証を図っている。履修学生数が約 200 名以上の科目のオンライン試験を実施する際は配信サーバを増設し安定性を確保している。

（3）2-5 の改善・向上方策（将来計画）

授業を行う学生数の適切な管理に関しては、教員の担当科目数の平均化や履修学生数が極端に多い科目を担当する教員の負担軽減策を検討する。特に後者については、教育効果を担保できるよう、副担当教員の配置や複数教員による科目開講等の措置を採るため、兼任（非常勤）教員の増員等について教務委員会を中心に検討していく。

< 基準 2-5 のエビデンス集（資料編） >

【資料 2-5-1】 図書館開放について（大学ホームページより）

【資料 2-5-2】 附属図書館利用者数（過去 5 年間）

【資料 2-5-3】 建築法第 6 条第 1 項の規定による確認済証

【資料 2-5-4】 「SOBA マナベル」お知らせ例（履修受付終了科目について）

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

（2）2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生支援センターでは、不定期に学生アンケートを実施している。アンケートで得た学生からの意見・要望には可能な限り対応し、大学ホームページにて「学生アンケートへの対応」として公表している。また、学生からの意見や要望は随時共有され、「SOBA マナベル」の学生支援センター情報ページや「学修のてびき」等に活かされている。【資料 2-6-1】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学生支援センターを設け、電話や「SOBA マナベル」を使用して相談できる窓口を設けている。これまでの対応履歴なども把握できるようになっている。

また、「ハラスメント防止ガイドライン」を作成し、本学ホームページに掲載して、相談をしやすい環境を整えている。【資料 2-6-2】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、通信制の大学であるため「SOBA マナベル」の整備が学修環境の整備である。そのため、「SOBA マナベル」に関する学生の意見・要望の把握・分析については、学生アンケートや学生支援センターへの電話、「SOBA マナベル」を通じての質問機能によって把握してきた。「SOBA マナベル」の管理保守会社と連絡し、改善できる箇所については随時改善を行っている。例えば、「お知らせ」の未読件数の表示や、証明書申請機能の追加など、学生や教職員の要望をもとに改善を進めている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

これまで個別に対応してきた学生からの意見・要望の把握・分析と検討結果の活用について、大学全体として取り組む必要がある。今後、アンケートの手法や分析について教務委員会を中心に検討していく。

< 基準 2-6 のエビデンス集（資料編） >

【資料 2-6-1】 学生アンケートへの対応（大学ホームページより）

【資料 2-6-2】 八洲学園大学ハラスメント防止ガイドライン（大学ホームページより）

【基準 2 の自己評価】

基準 2 は、いずれの項目も基準を満たしている。

「2-1 学生の受け入れ」については、アドミッション・ポリシーの改定をはじめとして、様々な取り組みを行っている。入学定員及び収容定員の充足率は低いものの、増加傾向にあり、今後も重要課題として取り組む。

「2-2 学修支援」については、「SOBA マナベル」やメールマガジンを通じた情報共有を主として教職員の体制が整備されているが、通信制の大学であるがゆえに学生の学習意欲を保つために交流の機会を増やしていく必要がある。

「2-3 キャリア支援」については、既に就職している学生が多いことからキャリアアップのための科目を設け、また就業前の学生へはキャリアコーディネーター室による相談窓口の設置や就職・転職セミナーを実施している。

「2-4 学生サービス」については、2-2 で述べたように学生支援センターが対応している。単位毎に授業料を徴収する単位従量制の採用や再入学制度の導入によって学生の経済的負担の軽減を図っている。

「2-5 学修環境の整備」については、大学通信教育設置基準に準拠し適切な学修環境を整備・運営・管理している。今後、授業を行う学生数の適切な管理のため、教員の担当科目数の平等化や履修学生数が極端に多い科目の担当教員の負担軽減を進めていく。

「2-6 学生の意見・要望への対応」学生からの意見や要望については学生支援センターが主として扱い、教職員で共有している。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、平成 29（2017）年度に使命・目的及び教育目的や 3 つのポリシーとの整合性を踏まえたディプロマ・ポリシーに改定し、募集要項や大学ホームページにて公表している。表 3-1-1 にその全文を記載する。

【表 3-1-1】ディプロマ・ポリシー

生涯学習学部生涯学習学科では、次のような素養を身につけ、かつ正科生として所定の期間在学し、卒業に必要な単位を修得した者に、学士（学術）の学位を授与します。

- ・生涯学習についての幅広い識見
- ・生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力
- ・これらの基盤となる豊かな人間性

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の単位認定については、学則第 29 条及び第 30 条にて定めている（表 3-1-2）。また、科目ごとの評価基準はシラバスに記載している。シラバスは所定様式を定めており科目間での差異は無い。令和元（2019）年 10 月には「八洲学園大学シラバス作成要領」も配布した（令和 3（2021）年 7 月に改定）。【資料 3-1-1】

各科目の評価の材料となるスクーリング授業の出席状況や課題レポートの添削履歴等の学習履歴は、全て「SOBA マナベル」内にある科目ごとの「出席管理」「レポート添削」「提出履歴」にて一元管理されており、「SOBA マナベル」には職員もアクセス可能で指導状況が可視化されている。【資料 3-1-2】

【表 3-1-2】 単位の授与及び成績評価

<p>学則</p> <p>第 29 条 次の各号のとおり、単位を授与する。</p> <p>一 テキスト授業によるものについては、添削指導を受け合格した者に科目修得試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与するものとし、論文によるものについては、論文が完成し合格したときに単位を授与する。</p> <p>二 スクーリング授業によるものについては、出席が良好な者に最終試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与する。</p> <p>三 卒業論文（卒業研究演習を含む。以下同じ。）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を授与する。</p> <p>四 学外実地研修については、研修先の評価及び学生等が提出する報告書類を審査し、合格したものに単位を授与する。</p> <p>2 前項の科目修得試験は、試験方式またはレポート方式で行い、日時はその都度公表する。</p> <p>3 第 1 項の科目修得試験、卒業論文審査及び学外実地研修審査を受けるためには、当学期の授業料、その他の費用等が納入済みであることを要する。</p> <p>第 30 条 成績評価は、優、良、可、不可の 4 種で表わし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。</p> <p>2 前項の 4 種の基準は、次のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>優</td> <td>100 点～80 点</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>79 点～70 点</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>69 点～60 点</td> </tr> <tr> <td>不可</td> <td>59 点以下</td> </tr> </table>	優	100 点～80 点	良	79 点～70 点	可	69 点～60 点	不可	59 点以下
優	100 点～80 点							
良	79 点～70 点							
可	69 点～60 点							
不可	59 点以下							

次に、進級については、本学は学年制ではなく単位制のため、特に定めはない。

最後に、卒業認定については、表 3-1-1 のとおり、教育目的に基づくディプロマ・ポリシーを制定し、大学ホームページにて公表している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位の認定は、表 3-1-2 のとおり、学則第 29 条に則り、科目の履修等に基づいた成績評価によって行われる。授業科目の評価基準は、授業科目ごとにシラバスに明記している。成績評価は、表 3-1-2 のとおり、学則第 30 条に定め、厳正に適用している。【資料 3-1-3】

卒業の認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえており、卒業要件は、学則第 12 条及び履修規程第 7 条で定められている。

表 3-1-1 のディプロマ・ポリシーにある「所定の期間在学し」については、学則第 12 条にて、休学期間を除いて 4 年以上（編入学の場合は編入学年次に応じ 1～3 年以上）と定めている。また「卒業に必要な単位数」については、履修規程第 7 条にて、基礎科目 30 単位、専門科目 64 単位、自由選択科目 30 単位の計 124 単位（うち面接授業 30 単位以上）と定めている。【資料 3-1-4】

なお、自由選択科目とは、基礎科目と専門科目から自由に選択できるという意味であり、年齢や経歴が多様である本学の学生に合わせて選択幅を広くしている。

また、生涯学習学部生涯学習学科を置く本学では、卒業時期を延長し学習を継続する学

生も多いため、卒業要件を満たすと同時に卒業を認定するのではなく、学期ごとに卒業申請期間を設けている。卒業申請を提出した学生について、教務委員会内に設けられる卒業判定会議に諮り、教授会の承認をもって卒業を認定している。【資料 3-1-5、3-1-6】

他大学等で修得した単位の認定は、出願時に提出を義務づけている成績証明書に基づき複数名の教務委員会にて審議し、本学のカリキュラムを補えるものは「再入学、編入学及び転入学に関する規程」に基づき認定している。【資料 3-1-7】

認定単位数の上限は、2年次相当転入学及び3年次相当編入学は60単位、4年次相当編入学は90単位と定め、大学ホームページ等で出願検討者に周知している。令和4（2022）年度の単位認定実績は新入生・在学生合計で158件であった。【資料 3-1-8】

なお、本学では、多様な学生を受け入れるため、本学を卒業せずに資格取得、検定試験合格、教養の向上などを目指す者を想定して、開学当初に科目等履修生という学生区分を設けており、また、平成23（2011）年度に正科生（資格・リカレント編入学）という学生区分を新設した。科目等履修生や正科生（資格・リカレント編入学）の区分で入学した者は、必要な科目を履修し、自分の目的を達成すると、「SOBA マナベル」上で終了申請やリカレント修了申請を提出する。教務委員会に諮り、本人の入学目的と照らし合わせて履修状況を確認し、教授会の承認をもって科目等履修生の「終了」、正科生（資格・リカレント編入学）の「リカレント修了」を認定している。【資料 3-1-9】

（3）3-1の改善・向上方策（将来計画）

単位認定に関しては、学則や履修規程にて定める基準が各科目に厳正に適用されるよう、各科目のシラバスの作成や改訂の機会に際して、担当教員による科目の評価基準の振り返りを促すことにより、シラバスの改善を図って、単位認定の実質化を進めていく。また、単位認定を一層実質的なものとし学生の学修支援のツールとするために、令和2（2020）度よりGPA制度を導入し、その活用に取り組んでいる。

卒業認定等に関しては、ディプロマ・ポリシーについて、アドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと同じく平成28（2016）年度から見直しを行って、平成29（2017）年度末に改定したが、引き続きテキスト履修及びスクーリング履修の特徴を明確にして、ディプロマ・ポリシー「生涯学習についての幅広い識見。生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力。これらの基盤となる豊かな人間性。」の浸透を図るよう努めていく。

<基準 3-1のエビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-1】 八洲学園大学シラバス作成要領（第2版）

【資料 3-1-2】 「SOBA マナベル」教員室ページ

【資料 3-1-3】 八洲学園大学成績評価に関する細則

【資料 3-1-4】 八洲学園大学履修規程 別表第1

【資料 3-1-5】 「SOBA マナベル」卒業申請ページ

【資料 3-1-6】 令和4年度第12回教授会議事録

【資料 3-1-7】 八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程

【資料 3-1-8】 編入学で大学卒業を目指す（大学ホームページより）

【資料 3-1-9】 リカレント修了者数、終了者数（過去5年間）

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、平成 29（2017）年度に使命・目的及び教育目的や 3 つのポリシーとの整合性を踏まえたカリキュラム・ポリシーに改定し、募集要項や大学ホームページにて公表している。表 3-2-1 にその全文を記載する。

【表 3-2-1】カリキュラム・ポリシー

生涯学習学部生涯学習学科では、本学の見学の精神、教育の理念、氏名・目的に基づき、生涯学習社会の実現に貢献しうる人材を育成するため、下記の方針に基づきカリキュラムを編成します。

1. 卒業時の到達目標

- ・生涯学習についての幅広い識見を身につけます。
- ・生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を身につけます。
- ・これらの基盤となる豊かな人間性を身につけます。

2. 自ら主体的に学ぶ学生に合ったカリキュラム編成

- (1) 科目区分は「基礎科目」と「専門科目」の 2 区分で構成し卒業要件を明確にします。
- (2) 「基礎科目」30 単位以上、「専門科目」64 単位以上の修得を卒業要件とすることにより、一つの領域に偏らない幅広い学修を可能とします。同時に、卒業要件の残り 30 単位は 2 区分から選択することにより自由度の高さを確保します。

3. 生涯学習を目的とした学生の多様な関心に応えるカリキュラム編成

- (1) 「基礎科目」は、学生が本学での学修を進めるにあたって、教養的・基礎的知識や基礎スキルを身につけることを目的とした科目により編成します。導入教育としての「初年次セミナー」をはじめとするアカデミックスキルを身につける科目、及び、「専門科目」で学修する準備として、教養的・基礎的知識や基礎スキルを身につける科目があります。

「専門科目」は、学生が「基礎科目」で学修した知識やスキルを土台に、本格的な専門知識やスキルを幅広くより深く学修することを目的とした科目により編成します。

「専門科目」は、下記 3 つの系の科目を開設します。

- ①生涯学習支援系：生涯学習についての幅広い識見を養うため、生涯学習学、社会教育学、図書館情報学、博物館学に関する科目を開設します。同時に、必要な単位を修得することで、社会教育主事（任用）、司書、学芸員の資格を取得できます。ま

た、教員免許状取得等の条件を満たす方は司書教諭の資格も取得できます。

②生涯マネジメント系：生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を養うため、法律・経済・経営・ビジネスに関する科目、及び、キャリア教育に関する科目を開設します。同時に、必要な単位を修得することで、税理士、簿記、行政書士等の資格取得にも役立ち、また、卒業後の進路を意識し自らのキャリアについて考え実現していく力を養います。

③人間力創造系：豊かな人間性を養うため、文学・言語・歴史、宗教・倫理・哲学、教育・家庭・健康などの多様な領域に関する科目を開設します。学生が自らの生涯にわたって教養を高め、人間力を培えるように、多様な領域を網羅します。

(2) 希望する学生を対象とした卒業論文関係科目を開設します。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、建学の精神、教育の理念および学部・学科の目的に基づいて策定している。表 3-1-1 のディプロマ・ポリシーに掲げた三つの素養は、表 3-2-1 のカリキュラム・ポリシーに掲げた専門科目の 3 つの系と対応している。「生涯学習についての幅広い識見」は生涯学習支援系、「生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力」は生涯マネジメント系、「これらの基盤となる豊かな人間性」は人間力創造系と対応している。

ディプロマ・ポリシーで掲げた素養を身につけるため、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を編成していることから、これらのポリシーの一貫性は担保できている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、表 3-2-1 のカリキュラム・ポリシーに基づき図 3-2-2 のように体系的に編成されている。導入・入門的な役割を果たす基礎科目と、本格的な専門知識やスキルを幅広くより深く学習する専門科目によって構成され、専門科目は「生涯学習支援系」「生涯マネジメント系」「人間力創造系」の三つの系に分かれている。

【図 3-2-2】教育課程の体系的編成

生涯学習支援系				生涯マネジメント系				人間力創造系				その他		
専 門 科 目	生 涯 学 習 論	社 会 教 育 学	図 書 館 情 報 学	ビジネス マネジメント		生活 マネジ メント		キ ャ リ ア 教 育	文 学 ・ 言 語 ・ 歴 史	宗 教 ・ 倫 理 ・ 哲 学	教 育 ・ 家 庭 ・ 健 康	芸 術 ・ 美 術 ・ 造 形	特 別 講 義	卒 業 論 文 関 係
				ビ ジ ネ ス 理 論	ビ ジ ネ ス 実 践	ビ ジ ネ ス と 法 律	論 述 力 ・ 思 考 力							

基礎科目	(科目例) 「初年次セミナー」「レポートの書き方入門」 「生涯学習論 1 (生涯における学習設計)」「図書館概論」 「法学概論」「生きる力のもとの探求」
------	---

本学では学生の年齢や経歴が多様であることから、卒業のための必修科目は無く、学生自身が自由に科目を選択できる。資格取得に必要な科目を履修し単位を修得することにより、卒業時に、社会教育主事（任用）、司書、学芸員、社会福祉主事（任用）の 4 つの国家資格を取得でき、例年多数の取得者がいる。また、教員免許状保有者であれば司書教諭資格も取得できる。【資料 3-2-1】

また、平成 28（2016）年 11 月に文部科学省が定めた「学校司書のモデルカリキュラム」に応じたカリキュラムの構築を教務委員会にて検討し、本学独自の学校図書館専門職養成プログラムとして、平成 30（2018）年度に順次開講した。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、教養教育実施のため特別に設けている組織は無いが、生涯学習学部生涯学習学科を置く単科大学として生涯を通じての教養教育に力を入れており、全学で取り組んでいる。

教育基本法の改正に伴い整備された教育振興基本計画第 1 期計画で、大学教育に示された基本的方向「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」を具現化するため、本学では履修規程で教養科目を「人間力創造系」と位置づけ、「文学・言語・歴史」「宗教・倫理・哲学」「教育・家庭・健康」というカテゴリーに分類してきたが、令和 5 年（2023）4 月施行の履修規程で新たに「芸術・美術・造形」というカテゴリーも設け、合計 68 科目を開講している。

科目の開設等は教務委員会にて検討・審議し、教授会審議を経て学長が決定し、科目の半数以上を専任教員が担当している。

なお、本学の学生は年齢や職業等が多様であり求められる教養も様々であることから、必修科目は置かず個々の学生が自身の教養に資する科目を選べるようにしている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発については、社会人学生が学びやすい環境の提供を使命とし取り組んでいる。本学では、スクーリング履修とテキスト履修という 2 つの履修形態があるが（実習や卒業論文関連等一部科目は異なる）、いずれも独自の e ラーニング・システム「SOBA マナベル」を用い、通学不要で学習できる仕組みを確立している。

表 3-2-3 は、学生、教員、職員の各立場から見た「SOBA マナベル」の主な機能であるが、学修に関わるほぼ全ての事柄を網羅している。

【表 3-2-3】「SOBA マナベル」の主な機能

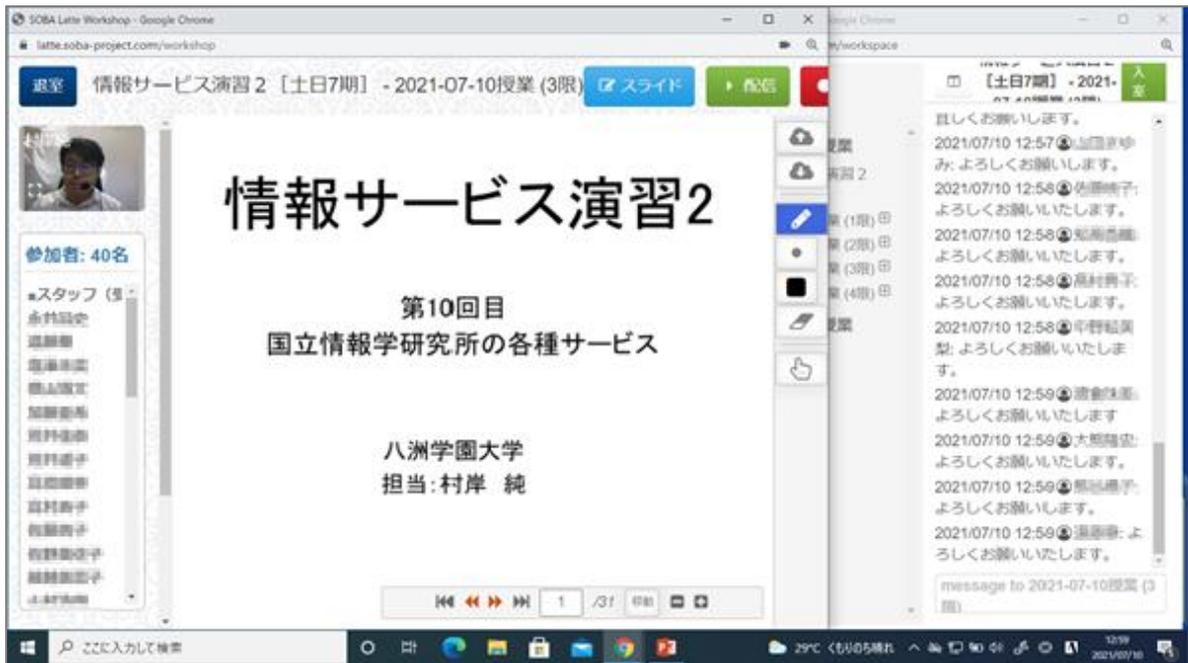
	学 生	教 員	職 員
履修	・ シラバス確認 ・ 履修登録	・ 担当学生情報の確認	・ 科目、シラバス登録 ・ 履修登録受付

学費	<ul style="list-style-type: none"> ・課金内容確認 ・入金用番号取得 		<ul style="list-style-type: none"> ・課金、入金状況確認
教材	<ul style="list-style-type: none"> ・教材ダウンロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材配信 ・教材閲覧状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料等配信 ・資料閲覧状況確認
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・課題レポート提出 ・返却コメント確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題レポート添削 ・課題レポート返却 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題レポート配信 ・提出状況の把握
授業	<ul style="list-style-type: none"> ・受講（チャット参加） ・再配信授業受講 ・オンデマンド視聴 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業実施 ・チャットへの応答 ・再配信受講への返答 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業モニタリング ・再配信授業配信 ・オンデマンド配信
試験 ・ 成績	<ul style="list-style-type: none"> ・受験 ・試験レポート提出 ・成績確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験問題登録 ・採点 ・成績登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験問題配信 ・受験サポート
質問 ・ 連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・教員への質問 ・支援センターへの質問 ・連絡等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問回答 ・学生への個別連絡 ・学生への一斉連絡 ・全体お知らせ掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問回答 ・学生の個別連絡 ・学生の一斉連絡 ・全体お知らせ掲示
図書 館	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書検索 ・貸出申込 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書検索 ・貸出申込 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書登録 ・貸出・返却処理
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会等の参加 ・アンケート回答 ・各種証明書申請 ・住所等変更申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会等の開催 ・各種証明書発行 ・住所等変更処理

スクーリング履修の特色は、「SOBA マナベル」を活用した臨場感あるスクーリング授業である。教員は、配信教室に設置されたパソコンを用いて授業を行う。板書のようにタッチペンでパソコン画面に書き込みができ、難しい操作は必要ない。その画面はそのまま学生側の画面に反映され、学生はチャット機能による「発言」で授業に参加する。教員の呼びかけに学生がチャットで応じること、また学生のチャットでの質問に教員が答えることで、授業が活性化し内容が深められる（図 3-2-4）。

さらに、「ディスカッションルーム（→チャット拡大画面）」機能（図 3-2-5）では、グループワークが可能で、活発な議論が可能である。また、チャットで意見を書き込むときには、考えてまとめるので、他の人の発言を見て論理的な思考ができる。自分の発言を励みにすることもできる。幅広い年齢層の学生が集まる本学では、多様な経験・視点から議論が行われている。

【図 3-2-4】スクーリング授業画面



【図 3-2-5】ディスカッションルーム画面



また、社会人学生が多い本学では、仕事の都合等でスクーリング授業を受けられる時間が限られる学生も多く、「再配信授業」も実施している。「再配信授業」は、授業当日中に録画を視聴し担当教員から指示された課題又は授業の感想を提出することで出席扱いとなるもので、科目の特性に合わせて導入している。なお、「再配信授業」の対象とならない科目も含め、全ての授業の録画（以下、「オンデマンド」という）を授業翌日に配信している。「オンデマンド」は開講期間中何度でも視聴でき、事後学習に活用されている。同様に、「SOBA マナベル」の教材配信機能を使い授業前に資料を配信する事により、準備

学習を促している。【資料 3-2-2～3-2-4】

時間割も、学生の多様なニーズにできる限り対応できるよう、「平日」「週末」「集中」の3パターンの時間割を用意している。平日スクーリングは、毎週決まった曜日に開講するもので、1限(9:00～10:30)から7限(20:10～21:40)まで設定されている。平成26(2014)年度から週2コマ開講するコースを、平成27(2015)年度から3ヶ月間で完結するコースを新設した。週末スクーリングは、土日のみに開講するもので、平成26(2014)年度から土曜のみ及び日曜のみのコースを新設した。集中スクーリングは、夏期(8月)及び冬期(2月)の連続した日程で開講するもので、平成27(2015)年度から開講日を増やした。また、令和5(2023)年度より夏期の開講日を増やした。【資料 3-2-5】

一方、テキスト履修においても、「SOBA マナベル」を活用した特色ある指導を実現している。課題レポートの提出方法には、直接入力する方式とファイルを添付する方式があり、科目の特性に応じて使い分けられている。課題レポートの提出から添削、採点、返却まで全てシステム上で行われており、郵送よりも迅速なやりとりが可能で、提出状況や返却状況が即座にシステムに反映される。また、学生から教員への質問機能が各科目に備えられており、いつでも質問ができ、1週間以内に回答している。このように、テキスト履修においては、基本的にスクーリング授業のような同時双方向のやりとりにないが、課題レポートの添削や質問回答で個々の学生への指導が実現されている。

以上のような教授方法の改善を進めるための組織体制として、教務委員会があり、FDも実施している。

最後に、単位制度の趣旨を保つための工夫についてであるが、登録単位数の上限は履修規程第2条にて定めており、平成24(2012)年度に半年あたり30単位から25単位に変更した。

また、学則第26条にて大学設置基準第21条に則った単位の計算方法を定めている。履修形態ごとの教授方法と単位の計算方法は表3-2-6の通りである。

【表 3-2-6】履修形態ごとの教授方法及び単位の計算方法

履修形態	教授方法	単位の計算方法(学則第26条より)
スクーリング履修	1回90分の授業(1単位科目は全8回、2単位科目は全15回)に8割以上出席し、最終試験に合格すると単位が授与される。	1時間のスクーリング授業に対し2時間の準備のための学習を必要とするものとし、15時間の面接授業等を1単位とする。
テキスト履修	1,600字程度の課題レポートを1単位あたり1回提出し添削を受ける。課題レポート合格後、科目修得試験に合格すると単位が授与される。	45時間の学習を必要とするテキストの学習をもって1単位とする。

また、令和4(2022)年度からシラバスに「到達目標」欄を設け、これまで「学習の要点」欄への記入を推奨するに留まっていた「到達目標」を全科目で明示するようにした。全科目のシラバスで「到達目標」を明示することにより、学生が科目を選択して学修を始めるための意識づけが図られている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化に関しては、カリキュラム・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーと同じく、平成 28（2016）年度から見直しを行い、平成 29（2017）年度末に改定したが、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発に関しては、社会のニーズの分析等に基づき、バランスの取れた基礎科目及び専門科目の開設、学生のニーズに合わせた時間割の工夫、「SOBA マナベル」の操作性の向上を引き続き進めていく。

一例として、平成 28（2018）年 11 月に文部科学省が定めた「学校司書のモデルカリキュラム」に応じて、本学独自の学校図書館専門職養成プログラムを構築し、平成 30（2018）年度に順次開講したが、プログラムの履修状況に基づいて見直しを進めていく。

また、単位制度の趣旨を保つための工夫としてシラバスの見直し等を進めていき、さらには、教養教育の充実についても論議を重ねていく。

< 基準 3-2 のエビデンス集（資料編） >

【資料 3-2-1】 国家資格取得者数

【資料 3-2-2】 再配信授業実施要項（平成 21（2009）年 5 月 21 日教務委員会資料）

【資料 3-2-3】 再配信授業について（「SOBA マナベル」学生支援センターページより）

【資料 3-2-4】 オンデマンド授業について（「SOBA マナベル」学生支援センターページより）

【資料 3-2-5】 2023 年度春期（第 1・2 学期）平日スクーリング時間割、週末スクーリング時間割、夏期スクーリング時間割

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、3-2 で述べたように「SOBA マナベル」に学生の学習履歴が蓄積される。教員は、科目ごとに達成状況を点検しながら指導を行っている。スクーリング履修では、チャット機能を使った出席確認や授業中のやり取り、「再配信授業」視聴後に提出する感想レポート等で学生の理解度を把握し、授業進行や指導に活かしている。テキスト履修では、主に課題レポートにて学生の理解度を把握し、返却時のコメントや再提出の指示といった指導に活かしている。また、「博物館実習」「社会教育実習」（学外実習）や「卒業論文」等その他の履修形態においても、「SOBA マナベル」の「メッセージ機能」を活用し、教員は学生の学習状況を確認しながら指導をしている。そして、学生自身も、「SOBA マナベル」によって自分の単位修得状況や過去の学習内容を振り返りながら学修することがで

きる。また、学生支援センター（職員）も個々の学生の学修状況に応じた支援を行っている。

学生が入学後にスムーズに学修を始められるよう、本学の教育目的や学修の進め方などを学ぶ機会として、「初年次セミナー」をスクーリング履修の科目として開設している。

「初年次セミナー」のほか、アカデミックスキル関係の科目については、学生がアカデミックスキルをより効果的に身につけることができるよう、令和 3（2021）年度から見直しを始めている。

令和 2（2020）年度には、卒業生アンケートを実施し、在学中に学びたかった分野や科目についてたずねた。アンケート回答の結果に基づいてカリキュラムの見直しを実施するとともに、科目を新設した。また令和 3（2021）年度には、平成 23（2011）～令和 2（2020）年度の司書資格取得者を対象とした学修ニーズ調査アンケートを実施した。【資料 3-3-2、3-3-3】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、3-3-①で述べたように各科目において学生の学修状況を点検・評価し、その結果をその都度教育内容にフィードバックしている。さらに平成 27（2015）年度から eラーニング・システムのアンケート機能を活用した無記名方式の「科目評価アンケート」を開始した。その結果は事務局がまとめて「八洲学園 大学教員情報ページ」に公開するとともに印刷体を配布し、各教員が教育内容・方法等の改善に活かしている。令和元（2019）～3（2021）年度は eラーニング・システム移行によるシステム開発のため休止したが、令和 4（2022）年度は Google フォームを用いて実施した。【資料 3-3-1】

なお、学位記授与式の際に寄せられる卒業生のメッセージからは、学生一人一人が eラーニングという特長を大いに生かし大学卒業という目標を達成していることがうかがえる。【資料 3-3-4】

また、過去 5 年間（平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度）の卒業生（学士取得者）は 357 名であった。その他、資格取得等の目的を達成して本学での学習を終えた編入学リカレント修了生は 1,428 名、科目等履修終了生は 966 名であった。同期間の再入学者は正科生 81 名、科目等履修生 55 名の合計 136 名に及び、これは本学の教育に満足した結果と捉えることができる。【資料 3-3-5】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発に関しては、現在は科目ごとに行っているため、三つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価の実施については教務委員会を中心に検討していく。その際、学生によって履修計画が様々である本学の実態を反映させたものを目指す。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックに関しては、平成 27（2015）年度に開始した「科目評価アンケート」の活用他、学生が自身の学習状況を振り返るためのアンケート、卒業生へのアンケート等、点検・評価に必要な材料を揃えるための方策を検討していく。

< 基準 3-3 のエビデンス集（資料編） >

【資料 3-3-1】 2022 年度秋期科目評価アンケート結果

【資料 3-3-2】 「八洲学園大学卒業生アンケート調査 2020」 結果

【資料 3-3-3】 「学修ニーズ調査の実施・調査結果の教育課程への反映」を満たす取り組みについて

【資料 3-3-4】 第 28 回学位記授与式式次第

【資料 3-3-5】 再入学制度について（「SOBA マナベル」学生支援センターページより）

【基準 3 の自己評価】

基準 3 は、いずれの項目も基準を満たしている。

「3-1 単位認定、卒業認定、修了認定」については、基準は学則に明記され厳正に適用されている。各科目の評価基準の妥当性を振り返る機会を設けること、シラバスの内容を充実すること等によって、ディプロマ・ポリシーを踏まえて一層厳正な適用を進めていく。

「3-2 教育課程及び教授方法」については、教育目的やディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程を編成し、社会人学生が学びやすい環境の提供を念頭に教授方法の工夫・開発に取り組んでいる。今後も社会の需要に即した科目の開設や「SOBA マナベル」の改良を進めていく。

「3-3 学修成果の点検・評価」については、現在は主に科目ごとに点検・評価及びフィードバックを行っている。今後は三つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価及びフィードバックの体制整備について教務委員会を中心に検討していく。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確 立・発揮

平成 24（2012）年度から、意思決定の迅速性や戦略の機動性を高めるため、それまで数多くあった委員会を教務委員会及び総務委員会の 2 組織に統合した。学長には、両委員会の議案、議事録をはじめとするあらゆる情報が集約され、必要に応じて適切なリーダーシップが発揮できる体制となっている。さらに学長は教授会の議長を兼務し、次年度事業計画や大学運営に関わる人事、予算、組織編成にてリーダーシップを発揮している。また、理事会や評議員会を通じて学園本部や各校との意思疎通を図り、経営面からも支持・支援を得るようにしている。

対外的な広報活動に重点を置くために、兼務ではあるが副学長を置き、学長を補佐している。【資料 4-1-1】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、使命・目的を達成するための意思決定組織として、全専任教員から構成される教授会を置いている。教授会については学則第 8 条で規定している。

また、その適切な運営のため「八洲学園大学教授会規程」を定めている。同第 3 条にて教授会で審議すべき事項を、同第 6 条にて教授会の下部組織として教務委員会及び総務委員会を置くことを定めており、教務委員会及び総務委員会にて審議し承認された事項が教授会にて審議され、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。さらに、同第 3 条に「教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。」と定め、学長の意思決定の権限と責任を明確にしている（図 4-1-1）。【資料 4-1-2、4-1-3】

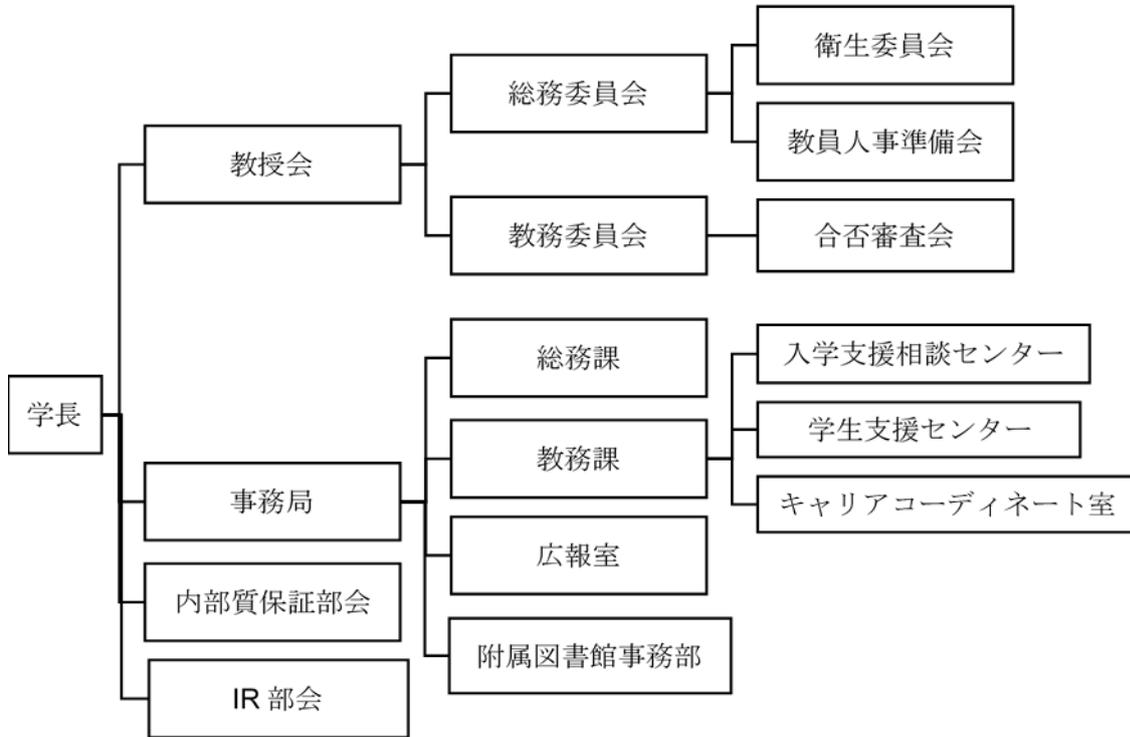
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織は、「八洲学園大学事務組織及び事務分掌を定める規程」に基づき編制している。【資料 4-1-4】

図 4-1-1 の通り、総務課、教務課、広報室、附属図書館事務部の 4 つの部門があり、教務課の下に各部門の職員が兼務する学生支援センター、入学支援相談センター、キャリアコーディネート室を配置している。事務局長の下に総務課長、教務課長、広報室長、附属図書館事務部長を、また教務課長の下に学生支援センター長兼入学支援相談センター長、キャリアコーディネート室長を配して、本学が教学マネジメントを遂行するための役割を

明確化している。

【図 4-1-1】 令和 5（2023）年度 八洲学園大学組織図



【表 4-4-1】 規程に定めのない下部組織の説明表

組織名	業務内容
教員人事準備会	教員採用、昇任等の総務委員会での審査準備として、関係教職員による意見交換を行う。
衛生委員会	労働安全衛生法に基づき設置する。労働環境の安全・衛生を整える取り組みを行う。
合否審査会	教務委員会での入試審議の前に出願者の審査を行う。
入学支援相談センター	入学を検討される方の相談窓口。
学生支援センター	在学生、卒業生の相談窓口。
キャリアコーディネーター室	在学生、卒業生の就転職支援を行う。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在、副学長を置き、ヤフー株式会社（Yahoo Japan Corporation）の元 CIO の人脈を活かして対外的な広報活動を主な職務としているが、その具体的な職務が十分に定義されているとはいえない。そのため副学長の役割を明確に定めるとともに、学内の職務を担当する副学長の配置も検討する。

< 基準 4-1 のエビデンス集（資料編） >

【資料 4-1-1】 八洲学園大学副学長規程

【資料 4-1-2】 八洲学園大学教授会規程

【資料 4-1-3】 八洲学園大学委員会規程

【資料 4-1-4】 八洲学園大学事務組織及び事務分掌を定める規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学では、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーを踏まえ、多様な分野の科目を開設している。そのため、実務経験のある教員を含む兼任（非常勤）教員も積極的に採用しており、兼任（非常勤）教員は、令和 5（2023）年 5 月 1 日現在 44 人となっている。

基準 3 で教育課程の編成として基礎科目、専門科目について述べたが、いずれの科目区分においても専任教員を配置している。基礎科目において専任教員担当比率は 78%、兼任教員担当比率は 22%となっており、専門科目は表 4-2-1 のように系ごとに専任の教員が適切に配置されている。

専任教員数は、令和 5（2023）年 5 月 1 日現在 17 人（うち教授 9 人）と、大学設置基準を充足している。なお、専任教員の年齢のバランスについては、表 4-2-2 の通り、大きな偏りは無いといえる。

【表 4-2-1】 専任教員の配置（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）

系	分野	教授	准教授	講師	分野別	合計
生涯学習支援系	生涯学習論	1	0	0	1	7
	社会教育学					
	図書館情報学	1	3	1	5	
	博物館学	1	0	0	1	
生涯マネジメント系	ビジネスマネジメント	1	1	0	2	5
	生活マネジメント	0	1	0	1	
	キャリア教育	1	1	0	2	
人間力創造系	文学・言語・歴史	0	0	0	0	5
	宗教・倫理・哲学	0	0	0	0	
	教育・家庭・健康	3	1	0	4	
	芸術・美術・造形	1	0	0	1	
職位別計		10	7	1		—

合計	17		
----	----	--	--

※教授の人数には特任教授を含む。

※複数の分野にまたがる教員は、担当科目数が最も多い分野にカウントしている。

【表 4-2-2】専任教員の職位別年齢構成（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）

職位	年 齢 区 分 (歳)										比率 %	
	71 以 上	70 ～ 66	65 ～ 61	60 ～ 56	55 ～ 51	50 ～ 46	45 ～ 41	40 ～ 36	35 ～ 31	30 ～ 26		計
特任教授（人）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12
教授（人）	0	1	1	1	3	0	1	0	0	0	7	41
准教授（人）	0	0	1	0	0	1	2	3	0	0	7	41
講師（人）	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	6
助教（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計（人）	2	1	2	1	3	1	3	4	0	0	17	100
構成比%	12	6	12	6	18	6	18	24	0	0	100	—

本学の教員の採用・昇任等については、「八洲学園大学教員選考規程」を定めるとともに、教員人事準備会を設置し、適切に運用している。【資料 4-2-1】

専任教員の人事は、この規程に従い総務委員会及び教務委員会にて審議し、教授会に諮り学長が承認した上で決定される。また、規程を円滑に履行するため、平成 29（2017）年 1 月に「教員の採用および昇任に係る選考手順」を制定した。【資料 4-2-2】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

過去の FD は表 4-2-3 の通りである。平成 28（2016）年度には、教員相互の授業参観という形式を導入し、継続して実施している。【資料 4-2-3】

【表 4-2-3】過去の FD

年度	開催日	内容
平成 24	2012/9/19	FD 研修会 1) テキスト配本方法変更後の現状と問題点 2) シラバスの改善について-現状と課題- 学士課程教育の質的転換-概略とシラバスの改善に関わって-
	2013/3/21	FD 研修会 1) 学生からの要望など（事務局より） 2) テキスト履修科目指導上のティップスについて 3) テキスト履修の効用
平成 25	2013/9/25	FD 研修会 1) 「平成 25 年度春学期学習に関するアンケート」の結果か

		ら 2) 4 学期制導入に伴う課題と対応策について
	2014/3/19	FD 研修会 1) 今後の e ラーニング・システムの方向性について 2) SOBA LMS 配信システムについて (「SOBA 配信システムデモ」)
平成 26	2014/9/24	FD 研修会 1) レポートの評価について 2) 「初年次セミナー」の開設について 3) SOBA LMS 配信システムについて (「SOBA 配信システム」)
	2015/3/18	FD 研修会 1) テキスト履修科目課題レポートの添削指導について 2) SOBA LMS 配信システムについて
平成 27	2015/9/30	FD 研修会 1) 科目評価アンケートについて 2) SOBA LMS 配信システムについて
	2016/3/23	FD 研修会 1) 著作権と教材について 2) SOBA LMS 配信システムについて 3) 外部資金の獲得・活用について
平成 28	2016/10/1 ~ 2017/3/31	「公開授業 (授業参観)」を実施
	2017/3/22	FD 研修会 1) 学長講演 (「本学の建学の精神、教育の理念について」) 2) 平成 28 年度公開授業 (授業参観) 報告
平成 29	2017/10/1 ~ 2018/3/31	「公開授業 (授業参観)」を実施
	2018/3/22	FD 研修会 1) 「剽窃が困難となるレポート論題」 長崎大学 大学教育イノベーションセンター 准教授 成瀬尚志先生 講演 2) 平成 29 年度公開授業 (授業参観) 報告
平成 30	2019/3/11	FD 研修会 「大学教育と通信教育」
令和 2	2020/4/1 ~ 2021/3/31	「公開授業 (授業参観)」を実施
令和 2・3	2020/12 ~ 2022/3/31	オンラインで独立行政法人日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコースを受講 (コロナ禍により集会を避けるため)
令和 3	2021/4/1 ~ 2022/3/31	「公開授業 (授業参観)」を実施
令和 4	2022/7 ~	「公開授業 (授業参観)」を実施

	2023/3	
	2022/9/22	教職員間の交流・授業方法や学生指導の改善を目的とするオンラインサロンを開催（SD・FD 協同企画）
	2022/12/19	「これからの 10 年を見据えた大学運営について」をテーマに SD・FD オンラインサロンを開催
	2023/3/16	「学生対応」をテーマに 2022 年度秋期 SD・FD オンラインサロンを開催

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程を適切に運営できるよう継続して教員の確保に努める。そのため総務委員会において、専任教員の採用・昇任計画をもとに教員の年齢構成などを踏まえたうえで教員の採用・昇任に関する中・長期計画を作成し、またその見直しを年度初めに行い、教授会に諮り学長の承認を得て実行していく。

また、FD 活動のさらなる活発化を図り、通信制大学の独自性、特色を踏まえた教育内容、方法等の充実に努める。

< 基準 4-2 のエビデンス集（資料編） >

【資料 4-2-1】 八洲学園大学教員選考規程

【資料 4-2-2】 教員の採用および昇任に係る選考手順

【資料 4-2-3】 FD 参加者数（過去 5 年間）

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD としての組織的な取り組みを、平成 28（2016）年度から開始している（表 4-3-1）。開始当初は、SD を兼ねた FD 研修会に職員が参加するという形式であったが、平成 29（2017）年度からは SD 研修会の企画を総務委員会が担い、兼任（非常勤）教員を含む教職員を対象として実施している。【資料 4-3-1】

【表 4-3-1】 過去の SD

年度	開催日	内容
平成 28	2017/3/22	和田公人学長講演「本学の建学の精神、教育の理念について」 ※SD 兼 FD 研修会として実施
平成 29	2018/3/23	SD 研修会

		1) SD 研修会のあり方 2) 障害を持つ学生への対応—視覚障害を中心に—
平成 30	2018/12/10	SD 研修会 「大学の評価基準」「精神障がい、発達障がいのある学生への対応」
平成 31 (令和元)	2020/3/10	SD 研修会 個別テーマ「ハラスメント防止」 大テーマ 「八洲学園大学のブランディング」 (新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止)
令和 2	2021/03/16	SD 研修会 「大学通信教育の現状、そして今後に向けて」 (新型コロナウイルス感染拡大に伴いオンラインで実施)
令和 3	2022/03/24	SD 研修会 「成人への学習環境提供 —海外の大学の動向からの示唆—」 (オンラインで実施)
令和 4	2022/9/22	教職員間の交流・授業方法や学生指導の改善を目的とするオンラインサロンを開催 (SD・FD 協同企画)
	2022/12/19	「これからの 10 年を見据えた大学運営について」をテーマに SD・FD オンラインサロンを開催
	2023/3/16	「学生対応」をテーマに 2022 年度秋期 SD・FD オンラインサロンを開催

SD 研修会のあり方は「大学設置基準等の一部を改正する省令」(平成 29 (2017) 年 4 月 1 日施行)を踏まえたものとし、今後の SD および SD 研修会の方針について表 4-3-2 のように定め、研修計画の骨子とすることとしている。

【表 4-3-2】今後の SD の方針 (平成 30 年度第 1 回教授会資料より)

<p>● 個別／グループ 教職員一人一人の資質・能力の向上に、組織的・計画的に取り組む</p> <p>● 全体</p> <p>①大学経営に関する知識・技能の習得および実践 (「大テーマ」)</p> <p>②教職員全体またはその大部分に関連する課題、その対応 (「個別テーマ」)</p>
--

上記の方針や SD の企画に対して、参加した教職員にアンケート形式で意見を募り、適宜見直しや対応を行っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

研修計画の骨子は定まっているものの、本学教職員の資質・能力に対する目標設定や具体的な育成制度の考案には至っていないため、総務委員会を中心に今後検討していく。

< 基準 4-3 のエビデンス集 (資料編) >

【資料 4-3-1】SD 参加者数 (過去 5 年間)

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は、教務委員会が研究環境の整備と運営・管理をおこなっている。教務委員会は、委員会規程に則り、「研究・紀要に関すること」、「研究に関する外部資金獲得に関すること」、「その他、教育・研究に関すること」等の審議をおこなっている。令和 2（2020）年度には八洲学園大学リポジトリを構築した。【資料 4-4-1】

本学の研究環境は、基準項目 2-5 で示したとおり、横浜キャンパスに研究室を整備し、個別に研究活動等を行えるようにしている。また、固定電話、インターネット環境を備えている。兼任（非常勤）教員には、6 階に共同の講師控室を設置している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成 18 年 8 月 8 日）、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成 18 年 10 月 3 日公表、平成 25 年 1 月 25 日改定）に準拠し、「八洲学園大学 研究倫理及び研究費の監査に関する規程」、「八洲学園大学における研究活動行動規範」、「八洲学園大学における研究活動の不正行為防止計画」「八洲学園大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、大学ホームページで公開している。これに沿って、本学の研究の維持・向上を図っている。【資料 4-4-1～4-4-4】

「八洲学園大学研究倫理及び研究費の監査に関する規程」では、本学の学術研究を適切に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者を置くことを定めている。最高管理責任者は学長をもって充て、統括管理責任者は事務局長をもって充てている。研究活動上の不正行為の防止、不正行為が発生した場合の適切な対応は、内部監査委員会を設置して行う。不正防止推進部署は、事務局総務課としている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は、研究活動の資源の配分について「八洲学園大学教員の個人研究費及び研究旅費に関する規程」で定めている。【資料 4-4-5】

個人研究費、個人研究旅費は、教員から提出された「個人研究費及び個人研究旅費交付申請書」、「個人研究計画書」をもとに学長が決定している。

本学は、基準項目 2-2 の TA と同様に RA(Research Assistant)などの人的支援も行っていないが、令和 4（2022）年度からは、科研費に限らず外部研究費に関する情報を事務局

総務課から専任教員にメールで提供している。

研究活動のための外部資金の獲得状況は表 4-4-1 の通りである。

【表 4-4-1】 外部資金の獲得状況（過去 5 年間）

年度	科学研究費		その他の外部研究費の採用状況
	採用	分担者採用	
平成 30	0	1	全国幼児教育研究協会（1 件） 放送大学教育振興会助成金（1 件）
平成 31 （令和元）	0	1	全国幼児教育研究協会（1 件） 高橋信三放送文化基金（1 件）
令和 2	0	1	なし
令和 3	0	0	日本図書館情報学会研究助成（1 件）
令和 4	0	1	放送大学教育振興会助成金（1 件） 横浜学術教育振興財団助成金（1 件） 日本地理学会助成金（1 件）

※複数年度にまたがる採用は初年度のみ計上。

（3） 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

教育環境の整備と適切な運営・管理に関しては、横浜キャンパスに研究室を整備しているが、研究環境に関する教員満足調査の実施を検討していく。

研究倫理の確立と厳正な運用に関しては、関係法規・法令に基づいた諸規程のもと、引き続き厳正な運用をおこなっていく。

研究活動への資源の配分に関しては、研究活動のための外部資金を獲得するため、今後も教務委員会にて検討していく。

< 基準 4-4 のエビデンス集（資料編） >

【資料 4-4-1】 八洲学園大学 研究倫理及び研究費の監査に関する規程

【資料 4-4-2】 八洲学園大学における研究活動行動規範

【資料 4-4-3】 八洲学園大学における研究活動の不正行為防止計画

【資料 4-4-4】 八洲学園大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

【資料 4-4-5】 八洲学園大学教員の個人研究費及び研究旅費に関する規程

【基準 4 の自己評価】

基準 4 は、いずれの項目も基準を満たしている。

「4-1 教学マネジメントの機能性」については、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップが発揮されている。教学マネジメントは権限の分散や職員の役割等を含めて明確となっている。

「4-2 教員の配置・職能開発等」については、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等がされている。FD は、教育内容・方法等の改善の工夫等を引き続き検討していく。

「4-3 職員の研修」については、職員の資質・能力向上への取組を組織的におこなって

いる。

「4-4 研究支援」については、研究環境の整備と適切な運営と管理がされている。また、研究倫理に関しては諸規定等を整備して厳正に運用されている。研究活動への資源の配分に関しては、一部の教員の取り組みではなく組織的に外部資金の獲得に取り組む。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人八洲学園は、「学校法人八洲学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）の第 3 条にて、「この法人は、教育基本法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と、経営の基本方針を定めている。

さらに「八洲学園組織規則及び事務分掌」、「学校法人八洲学園印章取扱規定」、「稟議規程」、「公益通報に関する規程」、「情報公開に関する規定」、「学校法人八洲学園個人情報保護に関する規定」、「学校法人八洲学園監事監査規定」、「学校法人八洲学園会計処理規定」を整備し、経営の規律と誠実性を維持している。各種情報は学園ホームページで公表し、運営の透明性を確保している。【資料 5-1-1～5-1-8】

本学園の設置校である八洲学園大学、八洲学園高等学校、八洲学園大学国際高等学校、八洲学園高等専修学校、福岡女子商業高等学校、ESA 音楽学院専門学校及び学園本部では、これらの「寄附行為」や規程等を遵守し、適切な運営を行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園は、法令及び「寄附行為」第 11 条の規定に基づき理事会を、また同第 16 条に基づき理事会の諮問機関である評議員会を設置し、法人の使命・目的に即した継続的な議事運営を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、平成 16（2004）年度よりクールビズを実施している。また、横浜キャンパスの各階ロビーや附属図書館及び事務局には、快適性の向上や心理的な癒し効果のある絵画等を置いている。学内は全面禁煙とし、教職員等に対して健康への理解と協力を求めている。なお、令和 4（2022）年 4 月より、労働安全衛生法第 18 条にいう衛生委員会を毎月開いて本学教職員の健康安全喚起と実施に努めている。

人権については、「八洲学園大学教員就業規程」第 12 条及び「八洲学園大学職員就業規程」第 13 条にて、セクシャルハラスメントの禁止を定めている他、平成 29（2017）年度より「ハラスメント防止ガイドライン」を制定して大学ホームページ上で公表し、ハラス

メントに関する苦情・相談窓口を周知している。令和5（2023）年3月には「八洲学園大学ハラスメント相談対応規程」を制定した。【資料5-1-9～5-1-12】

また、5-1-①で述べたように「学校法人八洲学園個人情報の保護に関する規定」を整備し、教育機関の教職員として責任のある行動を促している。その他に「学校法人八洲学園公益通報に関する規程」も整備している。

安全への配慮については、「事務局危機対応マニュアル」を策定している。直近の消防訓練は令和5（2023）年3月に実施した。また、令和元（2019）年より、毎年、原則として防災の日である9月1日に専任教員とパート勤務を含む常勤職員を対象に安否確認のメール報告訓練を実施している。また、令和3（2021）年度には「八洲学園大学危機管理規程」及び「八洲学園大学危機管理マニュアル」を作成した。今後、同マニュアルの細部を整備していく。【資料5-1-13～5-1-15】

（3）5-1の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、教育の質を確保し、社会的要請に対応すべく、関係法規・法令に基づいた諸規程のもと、経営の規律と誠実性を維持した運営を継続する。なお、実情に合わせながら危機管理体制を整備していく。

<基準5-1のエビデンス集（資料編）>

- 【資料5-1-1】 八洲学園組織規則及び事務分掌
- 【資料5-1-2】 学校法人八洲学園印章取扱規定
- 【資料5-1-3】 稟議規程
- 【資料5-1-4】 公益通報に関する規程
- 【資料5-1-5】 情報公開に関する規程
- 【資料5-1-6】 学校法人八洲学園個人情報保護に関する規定
- 【資料5-1-7】 学校法人八洲学園監事監査規定
- 【資料5-1-8】 学校法人八洲学園会計処理規定
- 【資料5-1-9】 八洲学園大学教員就業規程
- 【資料5-1-10】 八洲学園大学職員就業規程
- 【資料5-1-11】 ハラスメント防止ガイドライン（大学ホームページより）
- 【資料5-1-12】 八洲学園大学ハラスメント相談対応規程
- 【資料5-1-13】 事務局危機対応マニュアル
- 【資料5-1-14】 八洲学園大学危機管理規程
- 【資料5-1-15】 八洲学園大学危機管理マニュアル

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

（2）5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園は、機動的・戦略的意思決定のため、最高意思決定機関として理事会を置き、その諮問機関として評議員会を置いている。

令和5(2023)年5月1日現在、理事会は理事5名と監事2名の計7名の役員から、また評議員会は、評議員12名から構成されている。理事の選任は「寄附行為」第6条、また評議員の選任は同第20条に則り行っている。

理事会では、本学園及び設置校の管理運営に関する基本方針、理事・監事・評議員及び理事長の選任、予算並びに重要な資産の処分に関すること、決算、事業計画及び事業報告、「寄附行為」や諸規程の改廃等、重要事項を審議している。理事を5名と少人数にしていること、法人を代表する理事を理事長のみとすることで、戦略的かつ迅速な意思決定を可能にしている。【資料5-2-1、5-2-2】

そして、「寄附行為」第18条にて、あらかじめ評議員会の意見を聞くべき諮問事項を定めており、評議員会は理事会の諮問機関として適切に機能している。【資料5-2-3】

令和4(2022)年度までの理事の出席状況は新型コロナウイルス感染拡大の影響によるオンライン参加も含め良好であり、理事会は本学園の最終意思決定機関として適切に機能している。

なお、理事会を欠席する場合は「寄附行為」第11条7項の定めにより、予め意思表示を行うことにより決議に加わっている。【資料5-2-4】

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

本学園は、使命・目的の達成に向けて、最高意思決定機関である理事会が円滑に戦略をたて、より積極的に学校運営に参画出来るよう、適宜、外部理事から多様な意見を取り入れながら改革を継続していく。

<基準5-2のエビデンス集(資料編)>

【資料5-2-1】理事会議事録(過去5年間)

【資料5-2-2】理事の出席状況(過去5年間)

【資料5-2-3】評議員会議事録(過去5年間)

【資料5-2-4】意思表示用紙

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学園では、法人と大学間の協調と効率的な運営のために、学長、事務局長及びその他の教職員が、日頃からメール及び「八洲学園ポータル」の掲示版を活用し情報共有を行っている。その他、適宜対面やオンラインでの打合せを実施している。そして、学長は、評議員会に参加しており、必要に応じて事務局長以下教職員に情報を共有している。ま

た、教授会には学長を含めた全教職員と監事が参加している。こうした仕組みにより、管理部門と教学部門のコミュニケーションが図られ、法人及び大学の意思決定が円滑に行われている。【資料 5-3-1】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園の監事については、「寄附行為」第 5 条にて定数を 2 名以上 3 名以内と定め、また同第 7 条にて「この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む）又は、評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。」と選任方法を定め、適切に選考している。

監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、公認会計士による監査（年 1 回）に同席して意見交換を行なっている。また、毎月の教授会の議題と資料は監事にも共有しており、教学面の確認体制は整備している。なお、過去 5 年間の監事の理事会への出席状況は資料のとおりである。【資料 5-3-2】

一方、本学園の評議員については、「寄附行為」第 16 条にて定数を 11 名以上 15 名以内と定め、同第 20 条にて選任方法を第 1 号から第 5 号まで定め、適切に選考している。令和 5（2023）年 5 月 1 日現在の評議員数は、第 1 号 4 名、第 2 号 1 名、第 3 号 1 名、第 4 号 3 名、第 5 号 3 名の合計 12 名である。また、同第 21 条にて任期を 4 年と定めている。評議員会の役割は、同第 19 条にて「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定められている。なお、過去 5 年間の評議員の評議員会への出席状況は資料のとおりである。【資料 5-3-3】

本学園の全教職員は、理事長へメール等により臨時提案や相談をおこなうことができる。理事長は、教職員の提案等をくみ上げ、リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営を行っている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、理事会を中心とした管理部門と、教授会を中心とした教学部門が情報共有して、教授会の下部組織である委員会等の機能をさらに活性化させ、合理的な計画立案や問題解決を行っていく。ガバナンス機能については、監事による監査を引き続き実施することでさらに強化していく。

< 基準 5-3 のエビデンス集（資料編） >

【資料 5-3-1】「八洲学園ポータル」掲示板

【資料 5-3-2】監事の出席状況（過去 5 年間）

【資料 5-3-3】評議員の出席状況（過去 5 年間）

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、各校が中長期的な財務計画を含む年次事業計画を立案している。各校の年次事業計画は、評議員会の諮問を受け、理事会の審議のもと策定されることで本学園を総括する計画としている。【資料 5-4-1、5-4-2】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園の財務状況は、貸借対照表関係比率において、財務基盤の指標となる純資産構成比率が過去 5 年間の平均で 97.3%と、日本私立学校振興・共済事業団発行「令和 4 年度版今日の私学財政」の全国平均 88.0%と比較して問題ない水準といえる。

また、収支のバランスは、令和 4（2022）年度の教育活動収支差額比率が 15.9%、経常収支差額比率が 17.2%とプラスであることから、安定して推移している。日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態は 14 区分のうち 1 番目の A1 と判定でき、安定した財務基盤の確立と収支のバランスが確保されている。

本学の財務状況も、当年度収支差額が平成 25（2014）年度から収入超過に転じた。【資料 5-4-3、5-4-4】

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した経営基盤を維持するため、引き続き本学の財務状況の改善をはかる。入学者定員比率及び在籍者定員比率の向上による学納金の増収、私立大学等経常費補助金の特別補助の増収、及び外部資金の獲得に積極的に取り組んでいく。また、教育研究経費の充実、及び管理経費の削減を実施していく。

< 基準 5-4 のエビデンス集（資料編） >

【資料 5-4-1】 令和 5 年度八洲学園大学事業計画書

【資料 5-4-2】 学校法人八洲学園事業報告書

【資料 5-4-3】 決算時の計算書類及び監査報告書（過去 5 年分）

【資料 5-4-4】 令和 5 年度当初予算書類

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人八洲学園会計処理規定」に則って適正に実施し、必要に応じて補正予算を編成している。【資料 5-5-1】

また、会計担当者は、能力向上のため、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団等

の研修会に参加している。そして、不明な点は公認会計士の指導・助言を受けている。

【資料 5-5-2】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の会計監査は、監事による監査及び公認会計士による外部会計監査によって厳正に実施されている。また、監事 2 名は、理事会及び評議員会に出席し、経営についての意見を述べている。【資料 5-5-3】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

公認会計士の監査報告書でも明らかなように、監査は適切に行われている。本学園の計算書類、財産目録は学校法人の財務状況及び経営状況を正しく示している。本学園の会計処理及びその体制も整備されており、厳正に実施されているが、今後もさらなる体制強化を目指す。

< 基準 5-5 のエビデンス集（資料編） >

【資料 5-5-1】 学校法人八洲学園会計処理規定

【資料 5-5-2】 令和 4（2022）年度学校法人実態調査「監事の職務執行状況」

【資料 5-5-3】 監査報告書

【基準 5 の自己評価】

基準 5 は、いずれの項目も基準を満たしている。

「5-1 経営の規律と誠実性」については、本学園は使命・目的の実現のため継続的な努力をしており、関連する法令を遵守し、環境保全、人権、安全への配慮、教育情報・財務情報の公表に取り組んでいる。

「5-2 理事会の機能」については、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、その機能を発揮している。

「5-3 管理運営の円滑化と相互チェック」については、法人及び大学の管理運営機関並びに各部門のコミュニケーションによる意思決定が円滑に行われており、相互チェックによるガバナンスの機能を発揮している。

「5-4 財務基盤と収支」については、本学園は借入金がなく安定した財務状況であるが、一層の改善を図っていく。

「5-5 会計」については、関連する法令を遵守し、会計処理が適切にできる体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、八洲学園大学学則第 2 条において、「教育研究の活動状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の維持向上を図る。」「前項の自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。」と規定している。それを受け、以下のように八洲学園大学委員会規程及び八洲学園大学自己点検・評価に関する規程を定めている。【資料 6-1-1、6-1-2】

八洲学園大学委員会規程では、同規程第 2 条において「総務委員会は、次に掲げる事項を審議する。」と規定し、「自己点検・評価」「IR」の事項を掲げている。また、第 3 条において「教務委員会は、次に掲げる事項を審議する。」と規定し、「IR」の事項を掲げている。（本学は小規模校（規定教員数 17 名）のため委員会は総務委員会・教務委員会の 2 委員会で運営するようにしている。）

八洲学園大学自己点検・評価に関する規程では第 2 条において、「委員会規程第 2 条に基づき、主として総務委員会が自己点検・評価を行う。内部質保証に関しては委員会ごとに取り組むものとする。」と規定している。そして、第 3 条の「自己点検・評価の対象」に、「内部質保証に関すること」を掲げている。また、第 4 条に、「前条の内部質保証を推進するために、各委員会に IR 担当者を設置する。」と規定している。

さらに、同規程第 5 条において「内部質保証を推進するための主な情報」として、教育振興基本計画、教務アンケート、自己点検評価アンケート、科目評価アンケート、学生アンケート等を掲げ、「その収集の主体は以下の通りとする。」として、総務委員会、教務委員会、事務局がそれぞれに当たることを明記している。

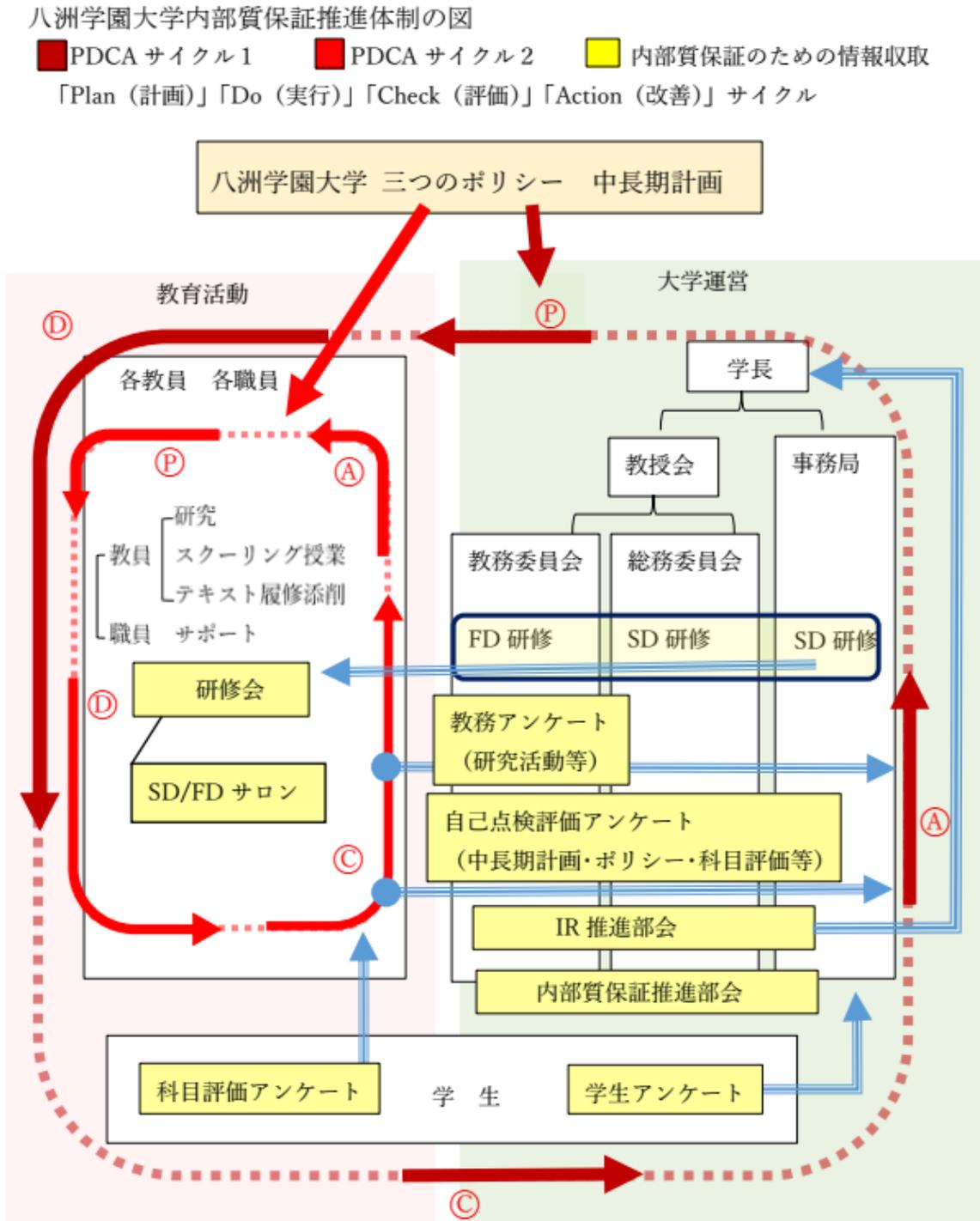
尚、各委員会の構成員は、八洲学園大学委員会規程第 4 条に基づき、学長が指名する専任教員と専任職員から構成されている。同委員会は毎月 1 回開催される恒常的な組織であり、学長もオブザーバーとして臨席している。その委員会のなかでは日常的な点検・評価が行われ、定期的な点検・評価活動は上記の各種アンケートで行われ、得られた情報は、当該委員会等で改善に役立てると共に、全学で情報共有する組織体制（全教職員へのメール配信）を有している。

令和 5 年度からは、自己点検評価書に記載された基準ごとの向上改善策（将来計画）に、計画的に対応するために、「内部質保証推進部会」を設立することにした。その活動ができるために、「八洲学園大学内部質保証推進規程」「内部質保証推進部会規程」「内部質保証実施要領」を整備し、内部質保証にかかわる組織と責任体制の確立をはかっている。その、内部質保証推進体制の概要は図 6-1-1 の通りである。【資料 6-1-3】

また、それらを集約した「内部質保証に関する基本方針」を作成し、令和 5 年 6 月末には本学ホームページ上で公表し、内部質保証についての姿勢を明らかにする準備をしている。【資料 6-1-4】

以上のことから、基準項目 6-1 を満たしている。

【図 6-1-1】 八洲学園大学内部質保証推進体制の図



(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証のための体制を随時整備している中で、本学が置かれている制約にも直面することになった。今後、「内部質保証推進部会」が機能を果たしていけるようにする。

< 基準 6-1 のエビデンス集 (資料編) >

【資料 6-1-1】 八洲学園大学委員会規程

【資料 6-1-2】 八洲学園大学自己点検・評価に関する規程

【資料 6-1-3】 内部質保証推進部会に関する規程

【資料 6-1-4】 内部質保証に関する基本方針

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、開学した平成 16（2004）年度以降の自己点検評価書をすべて公表している。また、平成 29（2017）年度に受審した公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価では、同機関が定める大学評価基準を満たしているという認定を受けたが、その改善報告書も公表し、指摘された事項を真摯に受け止め、その後も継続的な改善・改革に取り組み、平成 30（2018）年度、令和 3（2021）年度と、自主公表して来た。今回（令和 5（2023）年度）も自主公表である。

また、本学の中長期計画は本年度の令和 4（2022）年度で第二期中長期計画を終了した。その成果をまとめ、令和 5（2023）年度から始まる第三期中長期計画を新しく策定したところである。その策定にあたっては、第二期中長期計画の成果が反映されたものとなり、自主的・自律的な自己点検・評価が形となって現れている。【資料 6-2-1、6-2-2】

そして、本学ポリシーの実施に関して、内部質保証を担保するために、教務アンケート（研究活動等に関して）科目評価アンケート、SD・FD サロン参加者の意見集約等をおこなって結果を関係者に公表したが、これも全教職員の自主的・自律的な自己点検・評価を推し進めるものとなっている。尚、自己点検評価アンケート（中長期計画・ポリシー・科目評価等に関して）は令和 5（2023）年度実施に向けて準備中である。【資料 6-2-3～5】。

さらには、教育活動中に発生した事項についても各委員会等で随時点検・評価をおこない、教授会を通して全学で共有している。

以上のことから、基準項目 6-2 ①を満たしている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学ではまだ IR 室の設置には至っていないが、IR 部会を設置して、各種データの収集と分析を行うようにしている。

令和 4（2022）年度は、FD 研修を SD 研修と連携して進め、SD・FD オンラインサロンを実施、本学の目指すべき将来像についての意見交流をしている。

サロンとは交流の場という意味で、小規模校であることを活かして集まる。そして、これからの本学の在り方、これからの研究の在り方、これからの大学運営の在り方等について、これまでの研究活動・教育活動・支援活動で経験したことを出し合い、交流を深めることで、本学への帰属意識を高めると共に、今後の教育方針についての新たな着想を得ることができる。

令和4(2022)年度は、SD・FD オンラインサロンを3回実施した(うち1回は専任教職員のみを対象として実施)。これからの研究の在り方、これからの本学の在り方について意見の交流をしたが、教員間、教員と職員間で、本学の未来について思うことを交換することは、とても有意義であった。

IR 部会では、上記の結果に各種アンケートの結果を加えて分析し、新年度のP(プラン)に役立てるようにしている。

以上のことから、基準項目6-2②を満たしている。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

各種アンケートを定点観測として続け、今後10年間にわたる中長期計画実施の過程を可視化する。そうすることで、自主的・自律的な自己点検・評価の成果を把握したい。

将来的には、条件が整えばIR室の設置も視野に入れている。

<基準6-2のエビデンス集(資料編)>

【資料6-2-1】八洲学園大学第二中長期計画第二期報告

【資料6-2-2】八洲学園大学第三期中長期計画

【資料6-2-3】研究活動についての教員アンケート結果

【資料6-2-4】科目評価アンケート結果

【資料6-2-5】令和4年度FD活動報告

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の、大学としての三つのポリシーを起点とした、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)のPDCAサイクルは以下の通りである。

Plan(計画)の大本である、ディプロマ・ポリシーを定め、それに基づいてカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーを一体的に整備し、「3つのポリシー」を掲げている。

Do(実行)は、その三つのポリシーに基づく中長期計画のもと、総務委員会・教務委員会、それを支援する事務局、さらには全教員が出席する教授会を通して、入学者選抜、教育活動の実施、大学運営を行っている。

Check(評価)について、中長期計画の評価は、総務委員会で行われ、教授会で相互チェックと修正を行った後、年度末に理事会に提出、承認を受け、教授会に報告している。各委員会の評価は、総務委員会が実施を担っている自己点検評価アンケートは来年度実施

に向けて準備中であるが、教務委員会は研究活動についての教員アンケートを実施し、その結果を公表している。また、毎月開催される各委員会での審議事項・報告事項は、その都度、教授会で報告され、教員相互による定期的な点検・評価を受けている。事務局の評価は、教員や学生に必要なことを、教員や学生に対して、教職員向けメルマガや、「SOBA マナベル」のお知らせ機能で報告しているが、その際、教員や学生による点検・評価を受けている。さらに、教授会の評価は、教授会の議事録を毎回、監事に送って監査を実施している。【資料 6-3-1、6-3-2】

Action（改善）は、以上の自己点検・評価に基づき、各委員会・事務局で行っている。例えば、障害学生への対応、「SOBA マナベル」の改善、科目「初年次セミナー」の強化等があげられる。

また、各教員が、スクーリング授業やテキスト履修の添削指導を改善するための PDCA サイクルがある。事務局が実施、各学生が記述した、科目毎の「科目評価アンケート」の情報を軸として実施している。今後は、ディプロマ・ポリシーの視点を添えることを、FD 研修・SD 研修等の機会を活かして推し進めなければならない。

以上のことから、基準項目 6-3 を満たしている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

中長期計画の実施が明確に示された PDCA サイクルが実現できるように、点検・評価の仕組みを整備していきたい。

< 基準 6-3 のエビデンス集（資料編） >

【資料 6-3-1】教職員向けメルマガ例

【資料 6-3-2】「SOBA マナベル」お知らせページ例

【基準 6 の自己評価】

基準 6 は、いずれの項目も基準を満たしている。

「6-1 内部質保証のための組織体制」については、恒常的な組織を整備し、責任体制を明確にしている。

「6-2 内部質保証のための自己点検・評価」については、内部質保証を担保するための情報を収集し、それをもとにした自己点検・評価を実施して、その結果を学内外で共有している。また、理想の大学像をめざしての意見交流を行い、全教職員の意識を高めている。

「6-3 内部質保証の機能性」については、3つのポリシーと関連付けた点検・評価を行って、その結果を踏まえた改善策を実施している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 「人間性豊かな e ラーニング」による生涯学習社会の実現

A-1. 教員・学生間の人間的交流

《A-1 の視点》

A-1-① 双方向の e ラーニング (SOBA LMS 配信システム) の実践

A-1-② e ラーニング・システムの仕様改善

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A-1-① 双方向の e ラーニング (SOBA LMS 配信システム) の実践

本学は、教育の理念の中で「人間性豊かな e ラーニング」の推進を掲げており、ここでの人間性の豊かさは、教員・学生間の双方向の交流により生み出されるものである。この交流及び学生の学修を主に支えるのは、e ラーニング・システム「SOBA マナベル」である。そこで、ここでは「SOBA マナベル」によって現在実現できている、学生の学修環境及び教員・学生間の双方向の交流の状況を述べる。「SOBA マナベル」の概要は、既に基準 2-2「学習支援」と、基準 3-2「教育課程及び教授方法」に記述しているが、ここでは学生から見える学修環境及び交流の双方向性に着目する。

1) ログイン

学生は、図 A-1-1 のようなログイン画面から ID とパスワードを入力してログインする。

【図 A-1-1】「SOBA マナベル」ログイン画面



ログイン直後の画面は「マイページ」といい、上部には、図 A-1-2 のように「メニュー」が帯となって現れる。

【図 A-1-2】「SOBA」 ログイン直後の画面の上部



メニューには以下の①～⑦の入り口がある。

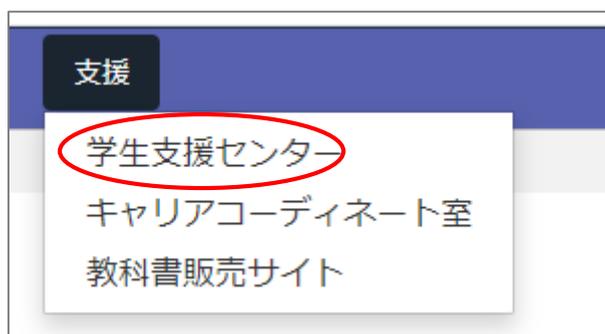
- ①履修・・・履修科目、履修登録、成績
- ②申請・・・異動・卒業、証明書、申請履歴
- ③図書館・・・本を探す、貸出/予約状況
- ④学費・・・課金、デポジット
- ⑤支援・・・学生支援センター、キャリアコーディネート室、教科書販売サイト
- ⑥教室・・・本日のライブ授業、オンデマンド授業
- ⑦自分のニックネーム・・・プロフィール、ログアウト

また、メニューの帯の下には、大学からのお知らせ、本日の授業の案内、本日の説明会の案内、レポート一覧、テスト一覧、各科目担当教員とのメッセージ交流窓口、各科目での教員への質問窓口・回答窓口、が配置されていて、日々の大学生活を一覧できるようにしている。

2) 学生支援センター

学生支援センターページには、メニューの「支援」をクリックして現れた図 A-1-3 の「学生支援センター」から入る。

【図 A-1-3】 学生支援センターの表示



「学生支援センター」に入ると、図 A-1-4 のように、情報の入手先が示されている。学生は、学習準備、学習方法、サポート体制、事務手続き等に関する情報を入手することができる。

【図 A-1-4】「学生支援センター」画面



このように、学生のニーズに応じた資料を掲載している。このことによって、学生は自ら、多くのことを調べることができる。

「学修のてびき」から、eラーニングによる学習の進め方を知ることができる。

「履修登録シミュレーション」からは、全ての開講科目の情報を知ることができて、多くの開設科目の中から履修科目を選択するときの支えとなっている。

3) スクーリング授業

授業を受けるには、マイページのメニューにある「教室」(図 A-1-5)をクリックして入る。

【図 A-1-5】教室



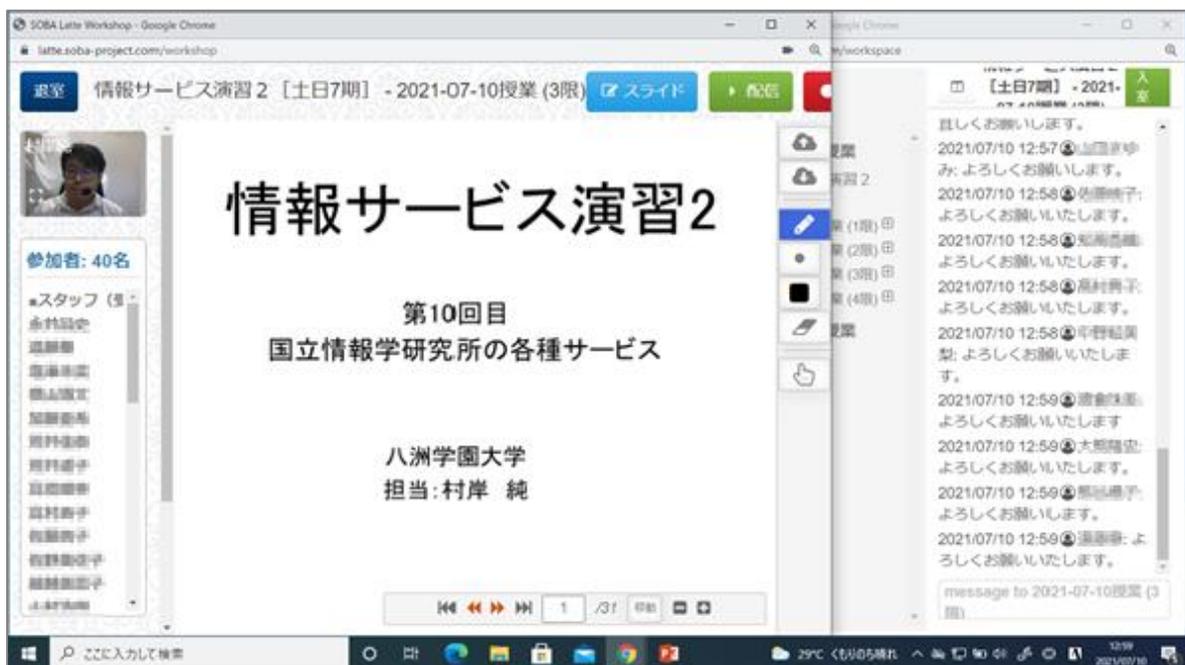
授業中は、図 A-1-6 のように、画面上に、講義をしている教員の動画やスライド、出席している全ての学生の名前の一覧が出る。また、それぞれの学生が随時チャットを書き込む窓口が開けられていて、双方向の場ができる。さらには、学生には受講中はマウスを手にして、適宜、理解度ボタンを押すように指示されていて、教員は学生の理解度がつかめるようにしている。尚、学生が 10 分間マウスで理解度ボタンを動かさないと、「退席中」のシグナルが画面に出る。こうして、授業中の教員と学生とのかかわりがおざなりになら

ないようにして、双方向のやりとりが行われている。

令和元（2019）年度に現行の「SOBA マナベル」に移行したことで、応答時間が向上し、学生からのチャットの反応が早くなり、ネット空間での指導環境が整えられた。

また、チャットは考えをまとめた発言になるので、そのことがよい学習の機会となり、記録が画面に残ることで授業内容を深める手立てとして活用することができる。さらには、各地の情報を、リアルタイムで共有して、意見を交わすことができる。

【図 A-1-6】授業画面



4) テキスト履修

学生には、科目修得試験までに、1単位あたり1回の課題に合格することが課されている。学生は課題に対して「SOBA マナベル」でレポートを提出して、学習の成果を報告し、合格となる必要がある（図 A-1-7）。教員は、「SOBA マナベル」でレポートを添削し、学生に返却する（図 A-1-8）。課題への学習が十分に満足の行くものであれば合格とし、その学習の成果を伝える。しかし、合格基準に満たない場合は「再提出」を通知する（図 A-1-9）。学生は、再度学び直し、レポートを再提出する。課題が合格するまで、このやりとりが続けられる。尚、再提出した画面には前回提出のレポートも「提出履歴」に記録されていて、教員には学生の進歩の様子が把握できるようになっている（図 A-1-10）。

こうして、第1回課題が合格すると、学生は第2回課題に進み、同じようにして第2回課題が合格すると、科目修得試験に進むことができる。テキスト履修においても、双方向のやりとりで、学生が意欲を失うことなく、しかも学修が深化するよう、配慮のある添削に努めて、カリキュラム・ポリシー「生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力を身につける」を、培うようにしている。

【図 A-1-7】 レポート提出フォーマット

※注：選徳の採求

開催日 2021年夏季期「選徳の採求」第二課題

提出期間 2021/06/14 ~ 2021/06/30

状態

問題

配信教材の原典書に紹介されているイソップ話の中から一つを選び、それをもとにして、「働く意欲の更新」をテーマに、自分のこれから考える。教材では、(1) 問題を明らかにする、(2) 課題の概観と対策を練る、という観点で話を載せていますが、その観点ごとに話を添えるのではなく、全体を講しレポート添削を導くようにします。

テキストを読んで、働く意欲を起こしたり、持続させたりするにはどのようなことが必要かを改めて考え、その答えをテキストの序の自分の経験のなから導き出し「書く」ようにすると、自分の考えがまとまります。

書き方は小見出しをつける工夫をしてみましょう。例えば、はじめに、でこれから書くことを書く。課題の所在、で働く意欲の更新で課題となっているところを書く。働く意欲の更新でイソップ話をもとに問題を解決するための考え方を明らかにし、その考えを自分の体験に当てはめて考察する。また、で、わかったことや新たに課題となったことを書く、こうすることで、より、解明し、論理的な基礎が作れます。

課題の3~5問に書いてある「レポートの作成について」に読んで下さい。

尚、第二課題の添削返却については、公正を期すため、提出締め切り日の6月30日まで全員の提出を待って、それから添削を行い、科目毎に一斉にお返しします。他の科目もありませんので遅くなる科目もありますが、返却締め切り日の7月14日まではお返しできるようにします。尚、提出が6月30日を過ぎたり、再提出があったりした場合は、返却が7月15日以降になります。また、事情が違って第二課題の提出が欠陥に達しそうな場合は、試験レポートのときに合わせて提出してください。

添削事項

文字数1600文字程度。文字数1600文字程度というとき、前後約100文字の余裕があるのが一般的です。1551~1650文字、これでお願いします。1500文字以下は不可です。また、文字数が1650字を大幅に超える場合、文面を整形して削除し、スリムにしてください。

提出回数 0

タイトル

内容 (20000文字以内)

0文字

提出

【図 A-1-8】 レポート添削フォーマット

レポート添削

回答者(ニックネーム)	[ニックネーム]		
提出日時	2021/06/30 04:51	得点	90
添削日時	2021/07/11 14:52	添削者	渡辺達生

提出タイトル 他者の目を借りて働く意欲を更新する — 「狐と葡萄」からあきらめ顔を読み解く

提出内容 1718文字

別窓で表示 はじめに

本レポートでは、イソップ話の「狐と葡萄」について検証しながら、なぜキツネはドウに手が届かなかったとき、手を届かせるための努力や工夫、あるいは手を使わずともドウを落とせるような作戦や手立てを講ずることもなく、ただ自分自身への言い訳を増やして立ち去ったのだろうか、キツネの心理状態や努力に対する姿勢を探りながら「働く意欲の更新」について、考えていきたい。

1) 顔はたしかに減っていた (問題を明らかにする)

ここで解明したいのは、なぜキツネが簡単に引き下がったのかという不可解な行動である。なぜなら、話の冒頭で「狐が腹をすかせて歩いている」と、すでに空腹状態であることが明示されている。つまり死活問題である。世の中には死活問題にも関わらず、頑張れない人が一定数いる。このキツネもそうであろう。しかし、一度は手を伸ばしていることから、まったく頑張れないという性格でもなさそうである。そうなると思えば「失敗した瞬間、次の努力をしないためのうまい言い訳がすぐに思いつく」という性格にあるのではないだろうか。「まが熟れていない」という手の届かない 空腹を克服するほ

添削ファイル

評価

・ 得点: 90 /100

評価: A

コメント

■[ニックネーム]さん、「選徳の採求」のレポートをありがとう。イソップ話「狐と葡萄」を読んで、働く意欲を更新することについて考察を深めました。第二課題、合格です。働く意欲はたれもがもっています。ところが、意欲がからまわりをして、意欲を失うこととなります。そのようなとき、働く意欲をどのようにして更新したらよいか、それがテーマでした。レポートには、課題解決への道が示されています。選徳の採求第二課題、合格です。さて、提出していただいたレポートについて、書き方と内容についてお知らせしますので、試験レポート作成に役立ててください。

・書き方について
小見出しをつける工夫をしています。書かれている内容がよく把握できます。また、考えたことを裏付ける事例も添えています。いいことです。

・内容について
「狐と葡萄」で考えました。話の内容から、働くことが届かず問題をよくとらえています。葡萄をうまくとることができなかった狐は、葡萄が熟れていないと言い訳をして去って行きました。自分のできなかったことを高直に認めなかったのです。プライドが高く、自分にこだわっていました。傍から見るとみにくいですが、たらしなです。働く意欲を持ち続けるには、こうした

状態 返却

キャンセル 登録

【図 A-1-9】 再提出ボタン

返却 (要再提出)

未添削

添削中

返却 (要再提出)

返却

【図 A-1-10】 提出履歴への入り口

→ 提出履歴

A-1-② e ラーニング・システム「SOBA マナベル」の仕様改善

前述したように、「SOBA マナベル」は、学生の学修及び教員・学生間の交流を支えている。そのため、学修が効果的に進められるよう、かつ交流が円滑に行われるよう、システムに改善点がある場合には、仕様の改善を行う必要がある。

「SOBA マナベル」の仕様改善は、学生や教職員から得た意見・要望をもとに、職員が随時システム管理会社と連絡を取り、行っている。

次の表 A-1-11 は、「レポート」に関する改善の経過を抜粋したものである。

【A-1-11】「SOBA マナベル」の仕様改善の記録例

不具合・要望など（主なもの）	対応状況
「別ウィンドウ表示」画面が横スクロールが必要で使いづらい（画面サイズに合わせて改行してほしい） （学生側）旧字体があると提出エラーになる	7/1済 SOBAに対応している文字コード確認中
文字カウントが画面により異なる（学生側、教員側の一覧画面、教員側の添削画面それぞれで異なる） →空白、改行は1文字としてカウントしない方が良い （学生側）レポートの一次保存機能が無い	6/6済（教員側の添削画面の表示が正しかった（空白1文字、改行1文字カウント）） 8/20済（空白、改行はカウントしない） SOBAに依頼中
コメントや点数を入れてEnterを押すと一覧に戻ってしまい、入力した内容が消えてしまう（Enterを押しても大丈夫にしてほしい、入力した内容が自動保存されるようにしてほしい）	2020/9/8一部済（Enterを押しても一覧に戻らない） 自動保存は未対応
第2回課題の添削をしながら、第1回課題のレポートとコメントを確認できない （学生側）再提出レポートの結果確認が分かりづらい ※「履修」>「成績」という画面から確認する必要あり	SOBAに依頼中 7/2済（マイページトップ、「履修科目」から見た時、最後に出したレポートの結果が表示されるように修正）
課題レポートを「返却」せず「添削済」のまま終えてしまう間違いが多い（「添削済」は選択肢に不要）	8/7済（課題・通常レポートは「未添削」「添削中」「返却」「返却(要再提出)」の選択肢のみに修正）
試験レポートを「返却」してしまう間違いが多い（「返却」「返却(要再提出)」は選択肢に不要）	8/7済（試験レポートは「未添削」「添削中」「添削済」の選択肢のみに修正 ※「採点中」「採点済」と名称を変えるとコードや画面要素にまで影響が出るため対応不可とのこと）
「状態」タブが上にあり、コメントを入れた後戻って操作しないといけない（「状態」タブをコメント欄の下に持ってきてほしい）	2020/9/8済
各科目の「レポート」ページまで入らなくても科目ごとの未添削レポート件数が分かるようにしてほしい	SOBAに依頼中
「①②…」のフォントが小さい（質問画面なども同様）	2021/3/31「①②という文字は機種依存文字という特殊な文字のため、対応が難しい」と回答あり。申し訳ございませんが、他の表現を使うことでご対応お願いいたします。
レポート提出時に担当教員に自動通知メールを送信してほしい	2020/9/8済

以上のようにして改善されたものは、「学修のてびき」等に反映する他、内容により「SOBA マナベル」の「お知らせ」で周知している。

これらのことから、本学では「SOBA マナベル」の仕様改善は適切に行われているといえる。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も、「SOBA マナベル」の効果的な活用を目指していく。学生の持つ機器が、いろいろな形態のタブレットやスマホにも広がって来ている。これらに対応できるようにすると共に、情報漏洩への対策の必要性が高まるなか、情報セキュリティ管理体制を引き続き整備していく必要がある。

A-2. 生涯にわたる学びの場の提供

《A-2の視点》

A-2-① 年齢を問わずに学べる場の提供

A-2-② 場所の制約を受けずに学べる場の提供

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 年齢を問わずに学べる場の提供

本学の建学の精神に掲げられた、「生涯学習社会の実現」をどの程度達成できているか測る指標として、「年齢を問わずに学べる場の提供」「場所の制約を受けずに学べる場の提供」の二点が挙げられる。

そのことを、年齢別在籍学者数と都道府県別在籍者数（令和 5（2023）年 5 月 1 日）から検証してみる。

年齢別在籍者数は表 A-2-1 の通りである。

【表 A-2-1】年齢別在籍者数

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
人数（人）	86	900	748	499	647	316	3,196
割合（%）	3	28	23	16	20	10	100

※割合は、小数点 2 位を四捨五入して示す。※科目等履修生を含む。

近年、高等教育における社会人の学び直し支援の必要性が高まっている。諸外国と我が国の実状を比較してみると、「リカレント教育、大学改革 参考資料」（平成 29 年 11 月内閣官房人生 100 年時代構想推進室）によれば、高等教育機関（4 年制大学）への 25 歳以上の入学者割合は、OECD 加盟国の平均値が 16.6%であるのに対して、日本は 2.5%である。日本は他国と比較して、著しく割合が低い。（出典：OECD 「Education at a Glance (2017)」(諸外国) 及び文部科学省「平成 27 年度学校基本調査」(日本)）

しかしながら、本学では、上記の表 A-2-1 に見る通り、30 代以上の割合が高く、社会人の学び直しに貢献していると自負している。

在学者の年齢別の構成を見ると、20～50 代の割合が多く、相対的に 60 代以上は少なく見える。10～20 代が中心の通学制の大学と比較すると、年齢を問わずに学べる環境が整っているといえるが、60 代以上の学生の割合が少ない要因については、今後分析、検討の余地がある。

A-2-② 場所の制約を受けずに学べる場の提供

次に、都道府県別在学者数は表 A-2-2 の通りである（令和 5（2023）年 5 月 1 日時点）。首都圏等の人口の多い地域は、相対的に在学者数の割合が高いものの、日本全国及び海外から受講されており、場所の制約を受けずに学べる場として環境が整っているといえる。

【表 A-2-2】都道府県別在籍者数

地域	都道府県	人数（人）
北海道地方	北海道	107
東北地方	青森県	19
	岩手県	36
	宮城県	46

地域	都道府県	人数（人）
近畿地方	三重県	27
	滋賀県	18
	京都府	67
	大阪府	124

	秋田県	22		兵庫県	81	
	山形県	18		奈良県	15	
	福島県	42		和歌山県	10	
関東地方	茨城県	75	中国地方	鳥取県	5	
	栃木県	47		島根県	6	
	群馬県	49		岡山県	28	
	埼玉県	208		広島県	58	
	千葉県	172		山口県	27	
	東京都	592		四国地方	徳島県	14
	神奈川県	505			香川県	7
		愛媛県	13			
中部地方	新潟県	43	高知県	18		
	山梨県	22	九州地方	福岡県	84	
	長野県	41		佐賀県	20	
	富山県	20		長崎県	17	
	石川県	20		熊本県	43	
	福井県	7		大分県	16	
	岐阜県	40		宮崎県	18	
静岡県	95	九州地方		鹿児島県	32	
愛知県	141		沖縄県	66		
			海外	15		

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、年齢及び場所の制約を受けずに学べる場を、eラーニングを通じて提供しており、その二つの観点からは生涯学習社会の実現に貢献しているといえる。ただし、「生涯のいつでも」学べる場であるというには、どのようなライフステージにあっても学べる場である必要がある。本学では社会人の学生を多く受け入れていることから、この点でも生涯学習社会の実現に寄与できていると考えられるが、その検証には学生の情報を整備する必要がある。

現在、学生の立場（主婦、勤め等）に関する申告は任意としているため、申告があったものについて、今後統計的に処理し、データを分析・検討することとする。並行して、各ライフステージにおける場づくり・提供内容を検討していく。

また、本学では60代以上の学生の割合は相対的に少なく、「自立した高齢期を送るための学習機会の充実」をはかる方策も今後検討していくこととする。

A-3. 社会に開かれた学びの場の提供

《A-3 の視点》

A-3-① 公開講座・地域貢献の実施

A-3-② 教員免許状更新講習の実施

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 公開講座の実施

「SOBA e-college」を用いて、本学ならではの公開講座を開講している。

受講生は、来校受講、ライブ受講及びオンデマンド受講という三つの受講方法から自由に選択できる（一部、来校受講のみの講座もある）。表 A-3-1 は平成 25（2013）～令和 4（2022）年度の公開講座実績であるが、ライブ受講及びオンデマンド受講の受講生が大半を占めていることから、e ラーニングによる公開講座が受講生に求められていることが分かる。

なお、令和元（2019）年度はシステム移行直後のため e ラーニング講座の開講を減らしたことに加え、来校受講のみの防災士養成講座（認定特定非営利活動法人日本防災士機構の認定資格「防災士」に対応）の開講に伴い、来校での受講者が多くなっている。

【表 A-3-1】平成 25（2013）～令和 4（2022）年度公開講座実績

年度	講座数	受講者数（人）		
		来校受講	オンライン受講	
			ライブ	オンデマンド
平成 25	95	289	77	287
平成 26	70	133	33	225
平成 27	127	151	34	234
平成 28	179	302	266	401
平成 29	67	139	169	391
平成 30	33	8	104	168
平成 31（令和元）	18	220	56	97
令和 2	42	67	293	311
令和 3	24	112	187	106
令和 4	53	124	38	76
合計	708	1,545	1,257	2,296

地域連携としては、平成 25（2013）～令和 2（2020）年度に一般社団法人横浜みなとみらい 21 が主催する「みなとみらいかもめ SCHOOL」において本学教員が地域で働く人を対象に講座を開催した。また横浜市西区民読書推進目標の一環として、本学、横浜市西区および横浜中央図書館との共催イベント「にしくらぶ」を平成 29（2017）年度～令和 2（2020）年度に開催した。さらに本学図書館は一般に開放されており、地域社会に開かれた大学であると評価している。

図書館関連で国内最大のイベントである「図書館総合展」に平成 29（2017）年度から参加し、図書館界全体の情報、学習環境・情報流通に関する技術と知見の交流をしている。

A-3-② 教員免許状更新講習の実施

教員免許状更新講習制度が開始された平成 21（2009）年度より本制度が終了した令和

3 (2021) 年度まで、e ラーニングによる講習を実施した。試験会場は本学キャンパス以外に複数用意しており、全国から受講生が集まっている。平成 26 (2014) ~令和 3 (2021) 年度の都道府県別受講者数は表 A-3-2 の通りである。

【表 A-3-2】平成 26 (2014) ~令和 3 (2021) 年度の都道府県別受講者数 (人)

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	計
北海道	9	0	1	2	1	1	12	17	43
青森県	0	0	0	0	0	0	16	7	23
岩手県	0	0	0	0	2	0	5	1	8
宮城県	3	2	2	5	2	1	8	6	29
秋田県	0	0	1	0	1	0	9	4	15
山形県	0	0	1	0	3	0	7	5	16
福島県	12	4	2	1	2	5	6	8	40
茨城県	1	2	1	5	12	4	21	13	59
栃木県	2	0	1	5	7	11	26	11	63
群馬県	1	2	2	1	8	5	7	12	38
埼玉県	11	22	22	18	29	16	64	39	221
千葉県	13	12	8	8	47	27	29	36	180
東京都	28	37	28	34	94	69	97	76	463
神奈川県	60	77	111	81	173	118	147	125	892
新潟県	1	5	5	1	1	0	11	6	30
富山県	0	2	1	2	6	0	2	4	17
石川県	13	4	5	3	1	1	7	13	47
福井県	1	0	1	1	8	1	4	4	20
山梨県	3	9	6	1	8	2	7	5	41
長野県	1	1	1	4	2	2	19	4	34
岐阜県	0	5	1	2	4	3	7	3	25
静岡県	16	13	11	12	14	15	21	30	132
愛知県	10	31	31	48	65	56	53	49	343
三重県	2	7	8	10	30	11	12	7	87
滋賀県	3	10	7	3	8	3	8	9	51
京都府	3	11	16	14	16	12	30	11	113
大阪府	26	56	74	70	135	120	146	143	770
兵庫県	19	42	31	42	38	36	61	55	324
奈良県	3	9	10	7	12	18	18	15	92
和歌山県	1	2	1	1	0	1	5	5	16
鳥取県	0	-	0	0	0	1	1	0	2
島根県	0	1	0	0	0	0	0	3	4
岡山県	0	-	0	5	4	5	7	10	31
広島県	0	0	3	10	5	7	15	13	53
山口県	0	0	2	2	1	1	2	5	13
徳島県	1	2	0	1	2	2	2	2	12

香川県	0	0	1	1	0	2	1	2	7
愛媛県	0	0	1	0	0	0	5	5	11
高知県	0	0	0	0	0	0	4	2	6
福岡県	2	3	2	2	1	2	45	29	86
佐賀県	0	0	1	1	0	0	2	1	5
長崎県	1	0	0	1	1	2	2	1	8
熊本県	0	0	0	1	1	0	14	7	23
大分県	2	1	0	0	0	0	4	7	14
宮崎県	1	0	0	0	1	0	9	6	17
鹿児島県	1	0	0	2	0	1	8	2	14
沖縄県	12	24	45	35	54	69	37	66	342
計	262	396	444	442	799	630	1023	884	4880

※各年度、夏開講と秋開講の受講者数を合計している。

以上から、本学では「社会に開かれた学びの場の提供」を実現してきたといえる。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き e ラーニング・システムを活用し本学ならではの公開講座の実施を推進していく。

【基準 A の自己評価】

本学は、教育の理念の中で「人間性豊かな e ラーニング」の推進を掲げており、e ラーニングによる通信教育の実施が最大の特長であることから、「大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準」に「人間性豊かな e ラーニングによる生涯学習社会の実現」を設定した。この基準 A は、いずれの項目も基準を満たしている。

「A-1 教員・学生間の人間的交流」については、「SOBA マナベル」の活用により実現している。今後も仕様改善を推進していく。

「A-2 生涯にわたる学びの場の提供」については、20～40 代を中心に日本全国及び海外から学生が集まっていることから、年齢・場所を問わず学べる環境が整っているといえるが、今後、60 代以上の学生の割合が少ない要因の分析を行う。

「A-3 社会に開かれた学びの場の提供」については、e ラーニングによる公開講座等を実施し、地域社会のみならず広く社会に貢献している。

V. 特記事項

特になし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条で学部・学科・専攻について定め、生涯学習学部生涯学習学科を置いている。	1-2
第 87 条	○	学則第 12 条で修業年限及び最長在学年等について定め、適切に運用している。	3-1
第 88 条	○	学則第 22 条で再入学、編入学、転入学について定め、八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に基づき適切に運用している。	3-1
第 89 条	—	学則第 12 条に定める修業年限未滿での卒業は認めていない。	3-1
第 90 条	○	学則第 16 条で入学資格について定め、適切に運用している。	2-1
第 92 条	○	学則第 7 条で教職員について定め、適切に運用している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条で教授会について定め、教授会規程第 3 条に学長が決定を行うに当たり教授会が審議し意見を述べる事項を定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 40 条で学位について定め、適切に運用している。	3-1
第 105 条	—	特別の課程は置いていない。	3-1
第 108 条	—	本学は短期大学ではない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条で自己点検・評価について定め、八洲学園大学自己点検・評価に関する規程に基づき適切に運用している。	6-2
第 113 条	○	学校法人八洲学園の情報公開に関する規程に基づき、適切に運用している。	3-2
第 114 条	○	学則第 6 条で事務局について定め、八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程に基づき適切に運用している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 22 条で再入学、編入学、転入学について定め、八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に基づき適切に運用している。	2-1
第 132 条	○	学則第 22 条で再入学、編入学、転入学について定め、八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に基づき適切に運用している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	「九 寄宿舎に関する事項」を除き学則に定めている。	3-1 3-2
第 24 条	—	私立の大学のため学校教育法施行令第 31 条の規定は該当しない。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 43 条で懲戒についてに定め、適切に運用している。	4-1
第 28 条	○	学生に関係する表簿は e ラーニング・システム内に、また教職員に関係する表簿は主に「八洲学園ポータル」内に備えている。	3-2
第 143 条	○	八洲学園大学教授会規程第 6 条に定めている	4-1

八洲学園大学

第 146 条	○	学則第 13 条で科目等履修生の修業期間について定め、適切に運用している	3-1
第 147 条	○	学則第 39 条で卒業の認定の基準について定め、大学ホームページで公開し、適切に運用している。また、八洲学園大学履修規程第 2 条に履修上限単位を定め、適切に運用している。	3-1
第 148 条	—	学校教育法第 87 条第 1 項ただし書の規定により修業年限が四年を超えるものとする学部は無い。	3-1
第 149 条	○	学則第 22 条で再入学、編入学、転入学について定め、八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に基づき適切に運用している。	3-1
第 150 条	○	学則第 16 条で入学資格について定め、適切に運用している。	2-1
第 151 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項の規定による学生の入学は認めていない。	2-1
第 152 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項の規定による学生の入学は認めていない。	2-1
第 153 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項の規定による学生の入学は認めていない。	2-1
第 154 条	—	学校教育法第 90 条第 2 項の規定による学生の入学は認めていない。	2-1
第 161 条	○	学則第 22 条で再入学、編入学、転入学について定め、八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に基づき適切に運用している。	2-1
第 162 条	○	学則第 22 条で再入学、編入学、転入学について定め、八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に基づき適切に運用している。	2-1
第 163 条	○	学則第 9 条で学年及び学期について、第 15 条で入学の時期について、また第 39 条に卒業について定め、適切に運用している。	3-2
第 163 条の 2	○	学則第 41 条で単位修得証明等について定め、適切に運用している。	3-1
第 164 条	—	学校教育法第 105 条に規定する特別の課程は置いていない。	3-1
第 165 条の 2	○	3 つの方針を定め、大学ホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条で自己点検・評価について定め、八洲学園大学自己点検・評価に関する規程に基づき適切に運用している。	6-2
第 172 条の 2	○	情報公開に関する規程第 3 条に定め、大学ホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 39 条で卒業について定め、適切に運用している	3-1
第 178 条	○	学則第 22 条で再入学、編入学、転入学について定め、八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に基づき適切に運用している。	2-1
第 186 条	○	学則第 22 条で再入学、編入学、転入学について定め、八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に基づき適切に運用している。	2-1

大学設置基準

八洲学園大学

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	大学設置基準、私立学校法及びその他の法令等を遵守している。	6-2 6-3
第2条	○	学則第3条に生涯学習学部及び生涯学習学科の目的を定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	八洲学園大学委員会規程第2条に基づき、入試合否審査体制および合否判定作業マニュアルを定めて、厳正におこなっている。	2-1
第3条	○	学則第3条の通り、生涯学習学部は定められた条件等を満たしている。	1-2
第4条	○	学則第3条に基づき、生涯学習学部に生涯学習学科を置いている。	1-2
第5条	—	課程は置いていない。	1-2
第6条	—	学部以外の基本組織は置いていない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究上の目的を達成するため生涯学習学部生涯学習学科を置き、またバックアップ組織として教務委員会及び事務局教務課を編制し、必要な教職員を配置している。教務委員会には教務課職員も参加し、教職員の協働や組織的な連携体制を確保している。 ・学則第8条で「本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く」と定め、教育研究に係る責任の所在を明確にしている。 ・学生の厚生補導及び卒業後の進路に係る支援は、教務課内の学生支援センターやキャリアコーディネート室を窓口として教務委員会と連携し組織的に対応している。 ・大学運営に係る組織として総務委員会及び事務局総務課を編制し、必要な教職員を配置している。 ・本文内の【表 4-2-2】の通り、専任教員の職位別年齢構成に配慮している。 	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	主要授業科目は原則として専任教員が担当している。	3-2 4-2
第9条	—	授業を担当しない教員は置いていない。	3-2 4-2
第10条(旧第13条)	○	第10条に定める基幹教員数を満たしている。	3-2 4-2
第11条	○	八洲学園大学委員会規程第2条に基づき、SDを実施している	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者を学長としている。	4-1
第13条	○	八洲学園大学教員選考規程第2条に定めている。	3-2 4-2
第14条	○	八洲学園大学教員選考規程第3条に定めている。	3-2 4-2
第15条	○	八洲学園大学教員選考規程第4条に定めている。	3-2 4-2
第16条	○	八洲学園大学教員選考規程第4条の2に定めている。	3-2 4-2
第17条	○	八洲学園大学教員選考規程第5条に定めている。	3-2 4-2

八洲学園大学

第 18 条	○	学則第 4 条に入学定員、収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 3 条に生涯学習学部及び生涯学習学科の目的を定めている。また、カリキュラム・ポリシーを定め、適切に運用している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目は定めていない。	3-2
第 20 条	○	学則第 24 条に授業科目を基礎科目と専門科目に区分することを定め、八洲学園大学履修規程に基づき編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 26 条で単位の計算方法について定め、適切に運用している。	3-1
第 22 条	○	年度ごとに学事予定表を作成し適切に運用している。	3-2
第 23 条	○	平日スクーリング、週末スクーリング、夏期／冬期スクーリングといった多様な時間割を設け、それぞれ十分な教育効果を上げることができる授業期間で運用している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を十分に上げられるよう、原則スクーリング履修科目は約 50 名、テキスト履修科目は約 350 名を上限として科目ごとに適切な人数で運営している	2-5
第 25 条	○	学則第 27 条で授業及び履修の方法について定め、適切に運用している	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学事予定表、各種時間割やシラバスにより明示している	3-1
第 26 条	○	昼夜開講制ではないが、平日は 7 限（20:00～21:40）まで時間割を用意している。	3-2
第 27 条	○	学則第 29 条で単位の授与について定め、適切に運用している	3-1
第 27 条の 2	○	八洲学園大学履修規程第 2 条第 2 項に履修上限単位を定め、適切に運用している	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は定めていない。	3-1
第 28 条	○	八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に基づき、適切に運用している。	3-1
第 29 条	○	八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程に基づき、適切に運用している。	3-1
第 30 条	○	八洲学園大学単位認定基準に基づき、適切に運用している。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 12 条第 2 項に修業年限及び最長在学年限等を定め、適切に運用している。	3-2
第 31 条	○	学則第 11 条第 3 項で科目等履修生について定め、適切に運用している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 39 条に卒業について定め、適切に運用している。	3-1
第 33 条	—	医学又は歯学に関する学科はない。	3-1
第 34 条	○	十分な校地を有している。	2-5
第 35 条	—	通信制大学のため運動場等は有していない。	2-5
第 36 条	○	十分な校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	第 37 条に定める校地面積を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	第 37 条の 2 に定める校舎面積を満たしている。	2-5
第 38 条	○	八洲学園大学附属図書館規程に基づき、適切に運用している。	2-5
第 39 条	—	該当する学部又は学科は無い。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部又は学科は無い。	2-5
第 40 条	○	横浜キャンパスには e ラーニングによる授業を行うために必要な機器等を備えている。	2-5

八洲学園大学

第 40 条の 2	○	新宿キャンパス（現在授業には使用していない）にも、e ラーニングによる授業を行うために必要な機器を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	学則第 1 条に定める本学の目的に基づき、生涯学習学部生涯学習学科を置いている。	1-1
第 41 条	—	一学部一学科のみため学部等連係課程実施基本組織は無い。	3-2
第 42 条	—	専門職学科は無い。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科は無い。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科は無い。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科は無い。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科は無い。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科は無い。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科は無い。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科は無い。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科は無い。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科は無い。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程は無い。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程は無い。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程は無い。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程は無い。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程は無い。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程は無い。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程は無い。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部は無い。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部は無い。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部は無い。	4-2
第 58 条	—	外国に設けている組織は無い。	1-2
第 59 条	—	学校教育法第 103 条に該当する大学ではない。	2-5
第 61 条	—	段階的整備に該当する課程等は無い。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学則第 40 条で学位について定め、適切に運用している。	3-1
第 10 条	○	学士（学術）の学位を授与することを学則 39 条第 3 項に定める学位記の様式（別紙）で示している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程は無い。	3-1
第 13 条	○	学則第 29 条で単位の授与について、第 30 条で成績評価について、また第 31 条で再試験・追試験について定め、適切に運用している。	3-1

私立学校法

八洲学園大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人八洲学園寄附行為に基づき適切に運営している。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人八洲学園寄附行為に基づき適切に運営している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄付行為は法人ホームページで公開している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条で役員について定め、適切に運用している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人八洲学園寄附行為に基づき適切に運営している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 11 条で理事会について定め、適切に運用している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 12 条で理事長の責務について、第 14 条で理事長の業務の代理又は代行について、また第 7 条で監事の選任及び職務について定め、適切に運用している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条で理事の選任について、また第 7 条で監事の選任及び職務について定め、適切に運用している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条で「監事は、この法人の理事、職員[中略]評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者」と定め、適切に運用している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条で役員の補充について定め、適切に運用している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 16 条で評議員会について定め、適切に運用している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 18 条で理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない諮問事項について定め、適切に運用している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 19 条で評議員会の意見具申等について定め、適切に運用している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 20 条で評議員の選任について定め、適切に運用している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 42 条で役員がこの法人に対する損害賠償責任について定め、適切に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為第 13 条で理事の代表権の制限を定めているため第 44 条の 3 にあたる規定はない。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為第 13 条で理事の代表権の制限を定めているため第 44 条の 4 にあたる規定はない。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 46 条、47 条に基づき適切に対応している	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 42 条第 2 項で寄附行為の変更について定め、適切に運用している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 28 条で予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画について定め、適切に運用している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 29 条で決算について定め、適切に運用している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 31 条で財産目録等の備付及び閲覧について定め、適切に運用している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 33 条で役員の報酬について定め、適切に運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 35 条に会計年度を定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 32 条で情報の公開について定め、法人ホームページで公開している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—	大学院を置いていない。	1-1
第 100 条	—	大学院を置いていない。	1-2
第 102 条	—	大学院を置いていない。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—	大学院を置いていない。	2-1
第 156 条	—	大学院を置いていない。	2-1
第 157 条	—	大学院を置いていない。	2-1
第 158 条	—	大学院を置いていない。	2-1
第 159 条	—	大学院を置いていない。	2-1
第 160 条	—	大学院を置いていない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	大学院を置いていない。	6-2 6-3
第 1 条の 2	—	大学院を置いていない。	1-1 1-2
第 1 条の 3	—	大学院を置いていない。	2-1
第 2 条	—	大学院を置いていない。	1-2
第 2 条の 2	—	大学院を置いていない。	1-2
第 3 条	—	大学院を置いていない。	1-2
第 4 条	—	大学院を置いていない。	1-2
第 5 条	—	大学院を置いていない。	1-2
第 6 条	—	大学院を置いていない。	1-2
第 7 条	—	大学院を置いていない。	1-2
第 7 条の 2	—	大学院を置いていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	大学院を置いていない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	—	大学院を置いていない。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	—	大学院を置いていない。	3-2 4-2
第 9 条の 3	—	大学院を置いていない。	3-2

八洲学園大学

			3-3 4-2 4-3
第 10 条	—	大学院を置いていない。	2-1
第 11 条	—	大学院を置いていない。	3-2
第 12 条	—	大学院を置いていない。	2-2 3-2
第 13 条	—	大学院を置いていない。	2-2 3-2
第 14 条	—	大学院を置いていない。	3-2
第 14 条の 2	—	大学院を置いていない。	3-1
第 15 条	—	大学院を置いていない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—	大学院を置いていない。	3-1
第 17 条	—	大学院を置いていない。	3-1
第 19 条	—	大学院を置いていない。	2-5
第 20 条	—	大学院を置いていない。	2-5
第 21 条	—	大学院を置いていない。	2-5
第 22 条	—	大学院を置いていない。	2-5
第 22 条の 2	—	大学院を置いていない。	2-5
第 22 条の 3	—	大学院を置いていない。	2-5 4-4
第 22 条の 4	—	大学院を置いていない。	1-1
第 23 条	—	大学院を置いていない。	1-1 1-2
第 24 条	—	大学院を置いていない。	2-5
第 25 条	—	大学院を置いていない。	3-2
第 26 条	—	大学院を置いていない。	3-2
第 27 条	—	大学院を置いていない。	3-2 4-2
第 28 条	—	大学院を置いていない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	大学院を置いていない。	2-5
第 30 条	—	大学院を置いていない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	大学院を置いていない。	3-2
第 31 条	—	大学院を置いていない。	3-2
第 32 条	—	大学院を置いていない。	3-1
第 33 条	—	大学院を置いていない。	3-1
第 34 条	—	大学院を置いていない。	2-5
第 34 条の 2	—	大学院を置いていない。	3-2
第 34 条の 3	—	大学院を置いていない。	4-2
第 42 条	—	大学院を置いていない。	2-3
第 43 条	—	大学院を置いていない。	2-4
第 45 条	—	大学院を置いていない。	1-2
第 46 条	—	大学院を置いていない。	2-5

			4-2
--	--	--	-----

専門職大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	—	専門職大学院を置いていない。	6-2 6-3
第2条	—	専門職大学院を置いていない。	1-2
第3条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第4条	—	専門職大学院を置いていない。	3-2 4-2
第5条	—	専門職大学院を置いていない。	3-2 4-2
第5条の2	—	専門職大学院を置いていない。	3-2 3-3 4-2
第6条	—	専門職大学院を置いていない。	3-2
第6条の2	—	専門職大学院を置いていない。	3-2
第6条の3	—	専門職大学院を置いていない。	3-2
第7条	—	専門職大学院を置いていない。	2-5
第8条	—	専門職大学院を置いていない。	2-2 3-2
第9条	—	専門職大学院を置いていない。	2-2 3-2
第10条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第11条	—	専門職大学院を置いていない。	3-2
第12条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第13条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第14条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第15条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第16条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第17条	—	専門職大学院を置いていない。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条	—	専門職大学院を置いていない。	1-2 3-1 3-2
第19条	—	専門職大学院を置いていない。	2-1
第20条	—	専門職大学院を置いていない。	2-1
第21条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第22条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第23条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第24条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第25条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第26条	—	専門職大学院を置いていない。	1-2 3-1 3-2
第27条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第28条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第29条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第30条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第31条	—	専門職大学院を置いていない。	3-2

八洲学園大学

第 32 条	—	専門職大学院を置いていない。	3-2
第 33 条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第 34 条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第 42 条	—	専門職大学院を置いていない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第 4 条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第 5 条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1
第 12 条	—	専門職大学院を置いていない。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学は「大学通信教育設置基準」に規定された事項を満たして設置された大学であり、その水準の維持向上のための自己点検・評価について学則第 2 条に定めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条で学部・学科・専攻について定め、生涯学習学部生涯学習学科を置いている。	3-2
第 3 条	○	学則第 27 条に授業及び履修の方法を定め、適切に運用している。	2-2 3-2
第 4 条	○	学則第 9 条に定める学年及び学期をもとに学事予定を作成し、適切に運用している	3-2
第 5 条	○	学則第 26 条に単位の計算方法を定め、適切に運用している。	3-1
第 6 条	○	学則第 39 条で卒業について、また八洲学園大学履修規程第 7 条に卒業の要件を定め、適切に運用している。	3-1
第 7 条	○	学則第 32 条で他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について定め、適切に運用している。	3-1
第 9 条	○	別表第二の条件を満たす校舎等の施設を有している。	3-2 4-2
第 10 条	○	教育に支障のない校地を有している。	2-5
第 11 条	○	八洲学園大学委員会規程に基づき教務委員会を、また八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程に基づき教務課を配置し、教員と職員が協働して添削等の指導や教育相談を円滑に処理している。	2-5
第 13 条	○	大学設置基準に定められた事項を満たしている。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	該当なし
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	該当なし
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人八洲学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学パンフレット一式	
【資料 F-3】	大学学則（紙媒体）	
	八洲学園大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2023 年度八洲学園大学 生涯学習学部生涯学習学科 募集要項・資格案内	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2023（令和 5）年度八洲学園大学 生涯学習学部生涯学習学科 学修のてびき	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 5 年度八洲学園大学事業計画書	

八洲学園大学

【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 4 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	キャンパスへのアクセス・施設のご案内（大学ホームページより）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人八洲学園規定等一覧、八洲学園大学規程等一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事、監事、評議員名簿及び理事会、評議員会の前年度開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算等の計算書類及び監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	八洲学園大学履修規程 令和 4（2022）年度秋期・令和 5（2023）年度春期シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー（大学ホームページより）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置計画履行状況等調査の結果について（通知）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 29 年度 認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	八洲学園大学学則	資料 F-3 と同じ
【資料 1-1-2】	建学の精神、教育の理念（大学ホームページより）	
【資料 1-1-3】	2023 年度八洲学園大学 生涯学習学部生涯学習学科 募集要項・資格案内	資料 F-4 と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	令和 4 年度第 3 回理事会報告（学園ホームページより）	
【資料 1-2-2】	「SOBA マナベル」学生支援センター「各種規程」ページ	
【資料 1-2-3】	八洲学園大学第二期中長期計画（大学ホームページより）	
【資料 1-2-4】	八洲学園大学附属図書館規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	入学説明会オンデマンド案内（大学ホームページより）	
【資料 2-1-2】	個別入学相談会参加者数	
【資料 2-1-3】	ミニ授業（大学ホームページより）	
【資料 2-1-4】	在学生・卒業生の声（大学ホームページより）	
【資料 2-1-5】	八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程	
【資料 2-1-6】	在学生数・出願状況（大学ホームページより）	
【資料 2-1-7】	提携校及び提携企業協定書	
【資料 2-1-8】	協定校及び提携企業からの入学者数（過去 5 年間）	
【資料 2-1-9】	八洲学園グループ校からの入学者数（過去 5 年間）	
【資料 2-1-10】	八洲学園大学学費減免制度に関する規程	
【資料 2-1-11】	開放授業のご紹介（大学公開講座ホームページより）	

八洲学園大学

【資料 2-1-12】	開放授業受講者数	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	八洲学園大学障害学生支援に関するガイドライン	
【資料 2-2-2】	八洲学園大学障害学生支援規程	
【資料 2-2-3】	支援センター質問対応件数（過去 5 年間）	
【資料 2-2-4】	学生支援センター説明・交流会資料例	
【資料 2-2-5】	「SOBA マナベル」異動申請画面例	
【資料 2-2-6】	学生異動理由統計（過去 5 年間）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	八洲学園大学履修規程 別表第 1	
【資料 2-3-2】	八洲学園大学職業紹介業務運営規程	
【資料 2-3-3】	八洲学園大学就業体験に関する規程	
【資料 2-3-4】	卒業生の進路（大学ホームページより）	
【資料 2-3-5】	「SOBA マナベル」キャリアコーディネーター室ページ	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学費（大学ホームページより）	
【資料 2-4-2】	「SOBA マナベル」学生支援センター「学費関連」ページ	
【資料 2-4-3】	株式会社オリエンテーションの学費提携教育ローン利用者数（過去 5 年間）	
【資料 2-4-4】	シニア割引制度利用者数（過去 5 年間）	
【資料 2-4-5】	Facebook 八洲学園大学公式ページ	
【資料 2-4-6】	Twitter 八洲学園大学公式アカウント	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	図書館開放について（大学ホームページより）	
【資料 2-5-2】	附属図書館利用者数（過去 5 年間）	
【資料 2-5-3】	建築法第 6 条第 1 項の規定による確認済証	
【資料 2-5-4】	「SOBA マナベル」お知らせ例（履修受付終了科目について）	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生アンケートへの対応（大学ホームページより）	
【資料 2-6-2】	八洲学園大学ハラスメント防止ガイドライン（大学ホームページより）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	八洲学園大学シラバス作成要領（第 2 版）	
【資料 3-1-2】	「SOBA マナベル」教員室ページ	
【資料 3-1-3】	八洲学園大学成績評価に関する細則	
【資料 3-1-4】	八洲学園大学履修規程 別表第 1	資料 2-3-1 と同じ
【資料 3-1-5】	「SOBA マナベル」卒業申請ページ	
【資料 3-1-6】	令和 4 年度第 12 回教授会議事録	
【資料 3-1-7】	八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程	
【資料 3-1-8】	編入学で大学卒業を目指す（大学ホームページより）	
【資料 3-1-9】	リカレント修了者数、終了者数（過去 5 年間）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	国家資格取得者数	
【資料 3-2-2】	再配信授業実施要項（平成 21（2009）年 5 月 21 日教務委員会資料）	
【資料 3-2-3】	再配信授業について（「SOBA マナベル」学生支援センターページより）	

八洲学園大学

【資料 3-2-4】	オンデマンド授業について（「SOBA マナベル」学生支援センターページより）	
【資料 3-2-5】	2023 年度春期（第 1・2 学期）平日スクーリング時間割、週末スクーリング時間割、夏期スクーリング時間割	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2022 年度秋期科目評価アンケート結果	
【資料 3-3-2】	「八洲学園大学卒業生アンケート調査 2020」結果	
【資料 3-3-3】	「学修ニーズ調査の実施・調査結果の教育課程への反映」を満たす取り組みについて	
【資料 3-3-4】	第 28 回学位記授与式次第	
【資料 3-3-5】	再入学制度について（「SOBA マナベル」学生支援センターページより）	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	八洲学園大学副学長規程	
【資料 4-1-2】	八洲学園大学教授会規程	
【資料 4-1-3】	八洲学園大学委員会規程	
【資料 4-1-4】	八洲学園大学事務組織及び事務分掌を定める規程	資料 2-1-5 と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	八洲学園大学教員選考規程	
【資料 4-2-2】	教員の採用および昇任に係る選考手順	
【資料 4-2-3】	FD 参加者数（過去 5 年間）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	SD 参加者数（過去 5 年間）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	八洲学園大学研究倫理及び研究費の監査に関する規程	
【資料 4-4-2】	八洲学園大学における研究活動行動規範	
【資料 4-4-3】	八洲学園大学における研究活動の不正行為防止計	
【資料 4-4-4】	八洲学園大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-5】	八洲学園大学教員の個人研究費及び研究旅費に関する規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	八洲学園組織規則及び事務分掌	
【資料 5-1-2】	学校法人八洲学園印章取扱規定	
【資料 5-1-3】	稟議規程	
【資料 5-1-4】	公益通報に関する規程	
【資料 5-1-5】	情報公開に関する規程	
【資料 5-1-6】	学校法人八洲学園個人情報保護に関する規定	
【資料 5-1-7】	学校法人八洲学園監事監査規定	
【資料 5-1-8】	学校法人八洲学園会計処理規定	
【資料 5-1-9】	八洲学園大学教員就業規程	
【資料 5-1-10】	八洲学園大学職員就業規程	
【資料 5-1-11】	ハラスメント防止ガイドライン（大学ホームページより）	資料 2-6-2 と同じ
【資料 5-1-12】	八洲学園大学ハラスメント相談対応規程	
【資料 5-1-13】	事務局危機対応マニュアル	

八洲学園大学

【資料 5-1-14】	八洲学園大学危機管理規程	
【資料 5-1-15】	八洲学園大学危機管理マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	理事会議事録（過去 5 年間）	
【資料 5-2-2】	理事の出席状況（過去 5 年間）	
【資料 5-2-3】	評議員会議事録（過去 5 年間）	
【資料 5-2-4】	意思表示用紙	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	「八洲学園ポータル」掲示板	
【資料 5-3-2】	監事の出席状況（過去 5 年間）	
【資料 5-3-3】	評議員の出席状況（過去 5 年間）	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 5 年度八洲学園大学事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人八洲学園事業報告書	資料 F-7 と同じ
【資料 5-4-3】	決算時の計算書類及び監査報告書（過去 5 年分）	資料 F-11 と同じ
【資料 5-4-4】	令和 5 年度当初予算書類	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人八洲学園会計処理規定	資料 5-1-8 と同じ
【資料 5-5-2】	令和 4（2022）年度学校法人実態調査「監事の職務執行状況」	
【資料 5-5-3】	監査報告書	資料 F-10 と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	八洲学園大学委員会規程	資料 4-1-3 と同じ
【資料 6-1-2】	八洲学園大学自己点検・評価に関する規程	
【資料 6-1-3】	内部質保証推進部会に関する規程	
【資料 6-1-4】	内部質保証に関する基本方針	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	八洲学園大学第二中長期計画第二期報告	
【資料 6-2-2】	八洲学園大学第三期中長期計画	
【資料 6-2-3】	研究活動についての教員アンケート結果	
【資料 6-2-4】	科目評価アンケート結果	資料 3-3-1 と同じ
【資料 6-2-5】	令和 4 年度 FD 活動報告	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	教職員向けメルマガ例	
【資料 6-3-2】	「SOBA マナベル」お知らせページ例	

基準 A. 「人間性豊かな e ラーニング」による生涯学習社会の実現
特になし